

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

— 騒動記を中心に —

吉 永 昭

この論文では、これまですすめてきた個別御家騒動研究の一環として、信濃国諏訪藩3万石、藩主諏訪忠厚治政下で明和8(1771)年から天明3(1783)にかけて起こった二の丸騒動について考察する。この騒動については残された史料が極めて乏しく、ここでは主に騒動記を中心に、騒動の原因や経緯、その内容・性格などについては検討を試みることにしたい。
[キーワード：御家騒動・諏訪騒動・二の丸騒動]

[1] はじめに

江戸時代における多くの大名たちにとって、その共通した切実な課題のひとつは、先祖伝来の家臣や領民たちを抱え、その家と領地とを如何にして存続させていくかにあったと考えられる。そのために分家を創設し、本家に嗣子が生まれなときは分家から入って本家を相続させることにしていた。また、分家のない藩にあっては、他から養子を迎えては藩の存続をはかっていた。しかし、本家と分家との関係は、たとえば、前稿で取り上げた周防国徳山藩改易騒動の例で具体的に検討したように、⁽¹⁾ 必ずしも友好的とは限らず、また、養子を迎えるとはいつでも、藩主及びそれを取り巻く一族・重臣らの思惑もあって、簡単にその候補が決まるとも限らず、場合によってはそれが藩内の対立や騒動にまで発展することも度々であった。

あるいは、多くの藩では御家の存続を願って、また、当時における参勤交代の制度のもとで、藩主のもとに側室が仕えていたとすれば、たとえば、正室に子供が生まれず、複数の側室にそれぞれ子供が生まれたとすれば、その中で誰が次ぎの藩主の候補者になるのか、これまた騒動の原因のひとつともなった。特に、藩政が安定し、一門・重臣にその人材を得ておればともかく、藩内に何かと意見の対立や抗争があるとすれば、それが後継者の選出をめぐって表面化し、ついには御家騒動に発展することも考えられる。

以下、今回は藩主の跡目相続をめぐっての争いが御家騒動にまで発展した例として、信州諏訪藩におけるいわゆる二の丸騒動について考察を試みたいと思う。

ところで、小稿で考察の対象とする信州諏訪藩とは、信濃国で諏訪郡と同国筑摩郡の一部とを領有した石高3万石の譜代小藩である。高島城を居城としていたために、高島藩ともいう。

藩主諏訪氏の家柄は代々諏訪神社の大祝（おおはふり 神官）であったが、戦国時代に神官家と惣領家に分かれ、惣領家はその後に甲斐の武田信玄と争い、当主が切腹して一旦は断絶した。しかし、後に一族の諏訪頼忠が旧臣千野（ちの）氏らに擁立され、自立して近世大名となった。かれは当初、北条氏、後に徳川氏に仕え、家康の関東移封後は子供の頼水とともに武蔵国に移った。慶長6年、それまで諏訪の地を領有していた日野根氏が下野国に移封されると、その後に諏訪頼水が先祖以来、由緒の深い諏訪の地に入封し、以後大名として代々この地を支配することになった。

藩主頼水は逃散百姓らの還住や新田の開発に努力し、次ぎの藩主忠恒（ただつね）のときにはその成果もあがり、3代目藩主忠晴の時代には支配機構や知行制度も整備され、藩政の基礎が固まったといわれている。その後、領内においては商品生産が発達する一方、これまですすめられてきた畑直し（畑の水田化）の動きが鈍化し、それに加えて江戸での支出も増加し、藩財政の困窮が次第に深刻になった。このために5代藩主忠林（ただとき）の時代には、その対応に追われ、次ぎの6代藩主忠厚（ただあつ）の時代には、その実施した政策の是非をめぐって城下二の丸に居宅を構える家老諏訪図書（頼英）及びその子大助（頼保）を中心としたいわゆる二の丸一派と、城下三の丸に居宅を構える家老千野兵庫（貞亮）を中心としたいわゆる三の丸一派との対立が次第に表面化することになった。そして、この対立・抗争は忠厚の側室から生まれた腹違いの兄弟の中で誰を次ぎの藩主の後継者にするかをめぐる対立へと発展することになったのである。

この騒動は、二の丸一派を代表する家老諏訪図書及び同大助らが敗れて処罰され、二の丸にあった屋敷が取り壊されたために、その地名を取って二の丸騒動と呼ばれている。また、この騒動では多くの処分者が出たために、また、対立する一方の家老及びその一派が騒動の結果、抹殺されたために、その騒動の影響は大きく、内外に強い衝撃を与えた。このために、地元では早くから注目され、既刊の市町村史、たとえば、「諏訪市史」中巻や「諏訪の近世史」などでは、この二の丸騒動についてはかなり詳しい研究と紹介が行われている。⁽²⁾ また、古くから騒動に対する関心が集まったために、「諏訪史料叢書」（全6巻）にも騒動関係の史料がいくつか収録されている。⁽³⁾ その意味では、御家騒動についての史料が比較的多く残されている。しかし、これら残された史料は騒動に勝利を収めた三の丸一派の立場から書かれたものが殆どであり、敗れた二の丸一派の立場で書かれたものは現在のところ皆無である。同時に、この騒動に関する風聞を基に、岩波泰明編著「高嶋湖水鑑」や「旅寝噂故郷之土産」などの多くの実録ものが残されていることも注目される。⁽⁴⁾ しかし、これまたその叙述の立場はやはり勝利者の立場にたったものが殆どである。その意味では、現在、残された限られた史料を利用してこの御家騒動の実像を客観的に掴むことは大変、難しい。けれども、いま一度、御家騒動研究の立場から残された史料を基に、この騒動の経緯や性格、そしてこの騒動の持つ歴史的意味などについて自分なりに検討を試みたいと思う。

〔Ⅱ〕 騒動の開始

(1) 騒動の歴史的背景

既に指摘したように、騒動当時は、諏訪藩では諏訪図書及びその子大助に代表される二の丸家と、同じく家老職を務めていた千野兵庫に代表される三の丸家とが藩内で勢力を二分する形で藩政を支えていた。二の丸家は諏訪氏初代の藩主である諏訪頼水の弟である頼雄が家老に任命されて代々、その子孫が家を継ぎ、三の丸家は頼水の父諏訪頼忠が戦国末期に諏訪神社の神主から分かれて自立したとき、かれを補佐して功績があった国人千野頼房の子孫が代々家老職を務めていた。石高はともに1200石、格式も同じで先勤上座ということになっていた。

この両家老家の占める石高は、藩内において最高の地位にあった。騒動の起こる前の宝暦3年「御家中御人数帳」によると、⁽⁵⁾ 3万石の諏訪藩では、記載されている家臣の数が315人、その内訳は知行取りの武士が88人、それ以外は祿米取りの武士らである。その知行取りの武士の内訳は、1200石が最高で、諏訪・千野両家老がともにその地位を占めている。次ぎが500石が1人、450石が2人、400石が1人、350石が1人で350石以上が計7人となっている。以下、200石以上、250石までが15人、100石以上、180石までが54人、15石以上、70石までが12人、計81人となっている。

これによると、両家はともに1200石と他の多くの家臣らの石高に比べると突出した地位にあった。諏訪家は藩主に最も近いといった血縁を頼みにし、千野家は戦国時代以来の古い家柄と由緒とを誇り、両家はともに車の両輪で藩政を補佐していたものと考えられる。

なかでも両者は、藩政の確立をめざした江戸前期にあっては、領内検地の実施や新田開発、また、家臣団の整備や知行制度の確立など、さまざまな当面する課題を抱え、それへ向けてともに協力し合ったものと考えられる。また、両家の間では婚姻関係が全く見られないものの、両家がともに協力してこそ藩政の確立は可能であったとも考えられる。この場合、どちらかといえば、諏訪氏が藩主の一族といった事情もあってその主導権を握ることも多かったものと考えられるが、しかし、両家の当主たちが常に有能で行政的手腕の持ち主であったとは限らず、それはそれで両者は互いにその欠けたところを補いながら、ともに藩政を支えたものと考えられる。けれども、当時における厳しい身分制度と門閥世襲といった世相などを考えると、それ以降の長い歴史の中で、両家にはそれぞれの生活を踏まえて独自の家風といったものが、また、伝統といったものが、次第に蓄積され、継承されていったこともまた事実であり、騒動が開始される明和・安永期の頃には、諏訪家は闊達で積極的、これに比べて千野家は謹厳で保守的といった世間での評価が生まれていたといわれている。

しかし、その違いも、藩主を中心とした藩中枢部の結束が保持されておれば、必ずしも表面化することはなかったものと考えられる。けれども、藩主が為政者としての資質に欠け、その政治姿勢が問われるようになると、次第に表面化するようになった。5代藩主忠林は京

都で育ち、学問には熱心であったが、藩政に取り組む意欲に欠け、その多くを家臣らに任せ
ていた。特にその後半生は病弱のために参勤交代すらもままならず、公儀への務めも怠りが
ちであったといわれ、宝暦13年には病気のために隠居している。その跡を継いだ騒動当時の
藩主である6代忠厚もまた一層病弱で、19年余りの在職期間中、その殆どを江戸で送り、国
元に帰ることは極めてまれで、藩政もまた家臣らに任せたままであった。⁽⁶⁾

こうした中で両家の家風の違いや藩政に対する意見の違いが、次第に深刻になったものと
考えられる。この事実を示すかのように、明和期の財政再建とそこでの家老千野兵庫の失脚、
続いて安永期の財政再建とそこでの家老諏訪図書・大助らの失脚といった事件が相次いで起
こっている。以下、既刊の市町村史によってその内容を見ることから始めることにしたい。

(2) 明和期の財政再建—千野兵庫の登場と失脚—

この藩での財政困窮は宝暦年間ごろからさらに深刻になったといわれているが、当時、藩
政を担当していたのは三の丸家の家老千野兵庫である。かれは宝暦7年には「繰り回し」と
称して家中からの借上と郡中（東・西・下筋）及び筑摩郡3000石領からの借用を実施して赤
字の解消をはかり、特に明和元年には新役所を設置し、財政再建を目指した諸政策を実施に
移した。⁽⁷⁾

具体的には、1) 検地と新開・新田造成、畑直しなどによる増収の確保、2) 商品生産の
発達に対応した流通統制の強化、3) 御用金・借上金の賦課などが実施に移されている。ま
ず土地政策では、検地や畑直しによる水田の増加、租率の引き上げなどが試みられ、そのた
めに汐（せき）の開削が行われ、また、諏訪湖東岸の諸村では河原検地などが実施されてい
る。流通統制の強化では、馬喰運上・当歳駒運上・糸蛹（さなぎ）真綿運上・蠟燭伽羅（きゃ
ら）運上・青物見世運上・水車運上などが実施され、在方における酒造・新紺屋などが禁止
される一方、これまでの塩・肴・雑穀・上野砥問屋などを通した統制がより強化されている。
同時に、こうした政策の実施に関連して、城下の有力商人や在方の商人らが登用されている
ことが注目される。さらに、町村における訴訟・出入りなどは何事によらず、新役所で内談
で処理する方針が出された結果、その件数が増加し、賄賂が横行したともいわれている。た
とえば、後に闕所となった北大塩村の清十は、御用金の割り付けに奔走し、その上前をはね
るなどして資産を蓄積したといわれている。

しかし、こうした新政策の実施は、直接それが課税の強化を目指すものであったために、
農民らによる強い反発を招くものであった。現在、残されているこの明和の仕法に対する「新
政風刺戯文」⁽⁸⁾は、この事実を示すものとして注目される。土地の開発などもこれまでの
稜や肥料の供給地でもあった草刈場（入会地）の減少に結果し、汐の開削もこれまでの用水
体系に大きな影響を与え、場合によっては水の確保をめぐる対立や水不足を生じさせる
ものであった。流通統制の強化は、商品生産の発達とそれにとまなう副業の拡大などによっ
て生活を支えはじめた人々に経済的打撃を与え、なかでも有力商人らの藩政への参加は、新

たな貧富の差を生み出す結果ともなった。特に御用金や借上金の賦課をめぐって商人らが介在するとすれば、それは賄賂の流行に結果し、それが藩政に対する不信感を助長させることになったものと考えられる。

また、これに加えて千野兵庫らが財政再建に取り組んだ明和元年・同2年には、諏訪湖が氾濫して10万人を動員してこれの対応に追われるといった大災害が起こり、続いて同5年・6年にも出水が、さらに同7年・8年には旱魃に見舞われるとあっては、それによって生活に打撃を受けた農民らの藩政に対する不満もまた高まったものと考えられる。⁽⁹⁾

こうした状況を踏まえて明和7年12月には、来年正月中までに、近年、町村で困窮の声を聞くのでその理由を封印して大目付宛に差し出すようにとの触れが、諏訪大助の名前で出されている。この事実は、藩政を後見していた前藩主忠林が死去したこともあって、かねて勢力の拡大をねらっていた諏訪大助らの二の丸一派が、兵庫らの三の丸一派の排斥を画策したものと考えられている。その結果、各村々から難渋の状況を訴えた願書が相次いで提出されている。たとえば、諏訪市史によると、その詳細な内容の紹介は省略するとして、村方から提出された願書の内容が37か条にわたって整理・紹介されている。そして、最後には新役所に音物（賄賂）を使って出入りする者、また、口入れする者が増加し、そのために百姓らが難儀していると、賄賂の流行を強く批判した訴えが述べられている。

この二の丸派の画策は見事に成功し、その結果、明和の仕法に関係した人々が相次いで処罰されている。また、当事者であった千野兵庫以下の新役所関係の役人らも、その処罰の詳細な内容は省略するとして、それぞれ処罰されている。また、その中には後に二の丸一派に属して処罰された上田宇右衛門（宗夢）やその子宇（右）次馬、三村又右衛門らが含まれていることも見逃せない。

(3) 安永期の財政再建－諏訪図書・大助らの登場と失脚－

明和8年12月、家老千野兵庫以下の処罰と失脚とによって代わって二の丸一派が権力を握り、その功績によって翌9年5月には諏訪図書が筆頭家老となり、その子大助は新しく150石を賜り、家督相続のときには1350石を貰うことが約束された。かれらの登場は諏訪大明神の再来といわれて歓迎されたが、しかし、この諏訪図書・大助父子らによるその後の8年間余りにわたる政治路線が、どのようなものであったのかについては、その内容がはっきりしない。具体的には、これまでの畑方4分の1金納の廃止や、馬喰・女馬運上の廃止、商人からの運上に対する村役人による改めの実施、あるいは、明和年間に実施された河原検地での上・中・下田の区分の廃止、代わって検見による課税額の決定など、三の丸派の実施した政策についての修正が行われているが、⁽¹⁰⁾ いまひとつ明確な違いが明らかでない。

ただその中では、特に検地の実施が注目される。明和8年から安永6年までに28か村で検地が実施されたといわれているが、ところが、その実施によって村高が増加するどころか、むしろ減少している例が報告されている。たとえば、大熊村では宝暦6年から再検地を願い、

それが21年目にやっと実現した。その結果、村高で37%、面積で31%の減少となった。この間、再検地の願いのために必要とした経費（音物）は99両余りにものほり、その中で20両が諏訪大助に送られ、ついで御屋敷様へ15両、小平権太夫にも15両、百瀬庄兵衛にも13両が送られるなど、以下、末端の役人たちに至るまでもそれぞれ付け届けが行われている。しかし、検地によってむしろ石高が減少すれば、その費用（一種の賄賂）は十分に回収出来るものであったといわれている。

当時、土地からの収穫が必ずしも均一とは限らず、むらがあるとすれば、また、諏訪湖を中心とした用水体系が自然災害や特に相次ぐ汝の開削によって変動し、それが土地の肥沃にも直接かかわるとすれば、検地の実施は必要であったとも考えられる。また、そのこともあってか、既に明和年間にも村々から検地の願いが出されている。その限りでは二の丸一派による検地の実施は、農民らの要望にむしろ添ったものであったと考えられる。ところが、大熊村を含めた塚原・北及び南大塩・小坂・矢ヶ崎・上桑原村などでのいわゆる安永検地では、「村方所々検地申付高物成夥數相減、村方より莫々之賄賂金を掠取、其外地所等之義二付、古法を破候義共惣而右ニ准取斗」と、⁽⁴¹⁾ 検地の結果、年貢納入がむしろ減少し、その実施をめぐっては村々で賄賂が流行する有り様であった。

また、このお情け検地といわれた検地の他にも、大助一派の役人らによる賄賂の授受や、かれらによる私利私欲の行為が目立っていることが注目される。たとえば、明和年間に御用金の賦課をめぐってその上前をはねたといわれる北大塩村の清十は、大助一派によって入牢を命ぜられ、かれは獄中で自殺して果てた。そこで清十の子供が商人を介して大助らに闕所となった貸金の返還を求めた。しかし、大助らはその一部を同族で横領したといわれている。また、自分の給地に続く天竜川水吐川の河原に無断で稲を植えさせたとか、郡内4か宿の金子を借用の名目で自分らで着服したとかいわれている。また、この他にもかれらの不正行為を示す事例が数多く伝えられている。

(4) 綱紀刷新に向けて一千野兵庫らの再登場一

この二の丸一派による政治腐敗の現実を踏まえて、当時、失脚していた家老千野兵庫は意を決して安永8年3月、志賀七右衛門とともに出府し、大助の施政が乱れ、そのために藩政が動揺している事実を藩主忠厚に強く訴えた。その結果、諏訪図書は逼塞、大助は家老職を免ぜられ、代わって今度は千野兵庫らの三の丸一派が政権を握ることになった。同時に、とりあえずの措置として大助一派の人々に対して咎めの措置が、翌安永9年6月には正式な処分が下されている。しかし、その内容は比較的軽く、それは藩内融和を願った家老千野兵庫の方針からだともいわれている。

以下、その処分の詳しい内容は省略するとして、直接の責任者であった大助は、依怙聾員や遊興、賄賂などの責任を問われ、また、無断で検地を実施したことの責任を問われ、知行・扶持差し上げ一類預けで閑居を命ぜられている。また、父の図書も兵庫の次席に位置づけら

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

れて逼塞・閑居とある。他に検地役人から末端の足軽、村役人に至るまで多くの人々が処分されている。しかも、これら処分者の中には、後に御家騒動に関係して登場する大熊善兵衛や永牢に処せられた小平権太夫・加藤善左衛門、一類預け座敷込みに処せられる諏訪貢、打ち首となった凶書家来の白川十兵衛らがともに含まれていることが注目される。既にこの時点で諏訪大助の許では二の丸一派が結成され、その中心メンバーがともに処罰を受けているのである。

同時に、この処罰に関係して領内村々に対して、以下の触れが出されている。⁽¹²⁾

被仰出之覚

一諸役人其外在町御用相勤候面々、小役人以下軽キ者至迄、在所より音物受納仕間敷旨、前々より被仰出有之候処、近年別而猥ニ相成、其外諸願等ニ付ては、甚過分成族も有之候、尤魚鳥手作者右も唯軽物前々より致受納来り候趣も有之、且去申年被仰以来者、右体之軽品は制外たりと云ふ程ニ過たるは有間敷致方ニ候、況右体之外財物類至ては、畢竟正金無之迄も儀過分成類趣も有之、併前文之通舊習改、軽音物者受納致来り候趣も有之、剩此度之儀は別段、則背不届成訳も有之程之儀、全一時風俗被相成行々格別之宥免ヲ以、不及沙汰候、已来諸役人其外町在御用相勤面々、並小役人軽キ者ニ至迄、諸願諸伺等ニ付、為参致候音物ハ不及申、惣而村町役人願人其外掛合之者等より、不限多少音物受納、又ハ於御用先受馳走之趣等於相聞者、急度可被仰付事

この触れは、これまでの諏訪大助らに代表される二の丸一派に代わって千野兵庫らを中心とした三の丸一派によつて作成されたものと考えられる。その内容は、以前から禁止されていた音物（賄賂）の授受が行われていることに対し、これの是正を厳しく命ずるものであった。具体的には、諸役人や町及び在所で御用を務めている小役人や軽輩の者に至るまで、諸願いや伺いの節、あるいは、掛け合いの節に、盛んに音物・馳走が行われていることに対して、これの禁止を厳しく命じている。同時に、この触れと安永9年に三の丸一派の沢茂兵衛から出された綱紀刷新、職務に励むことを骨子とした神文誓紙の内容も、⁽¹³⁾ 三の丸一派がかつて自分らの起こしたいわゆる明和一件での反省の上に立ち、さらに続いて起こった二の丸一派による不正事件や、当時における藩を取り巻く複雑な政治情勢をも踏まえて、その深い反省の上に立って出されたものであったと考えられる。したがって、もしこの綱紀肅正を目指した触れや誓紙の内容が三の丸一派によって、また、二の丸一派をも含めて、その後とともに守られ、堅持されていたとすれば、後述する御家騒動は恐らくは未然に阻止出来たかも知れないと考えられる。

〔Ⅲ〕 騒動の展開

以上、述べたように、この諏訪藩においては、既に明和・安永期にいわゆる二の丸一派と三の丸一派との対立・抗争が表面化していた。しかし、安永期における二の丸一派の失脚の結果、

代わって千野兵庫らが再度、藩政を担うことになり、かれらが綱紀刷新を目指したことによってこの対立も收拾されるかに見えた。

しかし、現実には6代藩主忠厚の後継者をめぐって再び対立することになったのである。以後、この対立・抗争が御家騒動にまで発展することになったが、その騒動の内容は、大きくは二つの時期に分けて考えることが出来る。

第一の時期は、江戸表で藩主忠厚の跡目相続をめぐって側室が生んだ長男と、やはり別の側室が生んだ次男とが対立し、藩主側近らを中心とした二の丸一派が次男を擁立しようとしたことから、それに反対する国元の家老千野兵庫や用人たちの三の丸一派が急遽、出府した。けれども、かれらが藩主の了解を得ないままで出府したことから、その責任を問われて国元に追い返されて処罰されたが、それに至るまでの時期である。

第二の時期は、その後、失脚していた家老千野兵庫が密かに出府し、長男の家督相続を一門・一類に強く訴え、その協力のもとで二の丸一派を排除し、一門が推す長男の家督相続と藩主の隠居とを実現させ、騒動が收拾されるに至る、それまでの時期である。

以下、この藩での御家騒動を家老千野兵庫らの出府とかれが失脚するに至るまでの第一の時期と、その後、兵庫が密かに出府し、一門の協力によって騒動が終結を迎えるまでの第二の時期とに分けて、それぞれの時期における両者の対立・抗争の実態とそこでの問題点について検討を試みることにしたい。

(1) 千野兵庫らの出府と失脚

(A) 家督相続問題と林平内左衛門一件

騒動当時の6代藩主忠厚は、備後国福山藩10万石の藩主である阿部備中守の娘を妻に迎えていた。しかし、子供が生まれず、そうした中で侍女トミ（お留殿とも、後に御部屋様）に長男軍次郎（明和5年生まれ、当時14歳）が、家女キノ（おきそとも）に次男の鶴蔵（明和8年生まれ、当時11歳）が生まれ、⁽¹⁴⁾ 軍次郎は奥方が養育していた。この腹違いの兄弟の中で誰を次の藩主にするかをめぐって家中、なかでも二の丸一派は次男の鶴蔵を、三の丸一派は長男の軍次郎を擁立して対立したのである。

この間の事情を以下、騒動が表面化する契機になった林平内左衛門一件を主に「二の丸一件文書」によって、その後の推移を兵庫に直接仕えた伊東覚右衛門・同直八兄弟が騒動後に書き残した「御一件覚書」によってみると、⁽¹⁵⁾ 家督相続問題が表面化するきっかけになったのは、天明元年正月に阿部備中守が、例年よりも早く年始のために訪れ、長男軍次郎が成人し、他方、藩主忠厚は病弱でもあり、早く軍次郎の嫡子相続の手続きとその披露を行なってはと、その意向を示したことにあった。この意向が伝えられたこともあって、打ち合わせのために千野十郎兵衛が帰国の予定であった。また、奥方はこの問題を相談するためには国元から家老志賀七右衛門一人の出府では心元なく、特に家老千野兵庫の出府を願っていた。ところが、正月12日夜に小川町にある阿部備中守屋敷を軍次郎付きの林平

内左衛門が訪ね、御用人に諏訪藩邸では渡辺助左衛門が出頭人として威光を振るい、軍次郎の嫡子相続に反対するとともに、かれは国元から家老千野兵庫が出府することを嫌い、かれもまた軍次郎を嫡子にする考えはないのだと、かれを中傷し、その出府を邪魔しようとしていると訴えた。軍次郎付きの林としては、当時、藩邸では軍次郎の嫡子相続に反対する空気が強く、自分一人ではどうすることも出来ずに、思いあまって阿部の屋敷に訴えたというのが真相らしい。林はこのことは内密にして欲しいと頼んだともあるが、この事実が知れて問題となった。

これを聞いた渡辺助左衛門は、自分にはそういった専横の事実はなく、もし誤解が生まれたとすれば、近頃、屋敷内で盛んに博突が行われており、それを禁止するために強い措置をとった。それが自分に対する専横の噂になったのであろうと答えている。

このために平内左衛門に対する尋問が行われ、かれはそれに対して助左衛門が軍次郎付きの宇多川高右衛門に、軍次郎の嫡子相続には反対であり、また、兵庫の出府にも反対である旨を話しており、自分もその話を直接聞き、このことを後で宇多川自身にも確認しており、事実だと答えている。また、これを否定する助左衛門と対立している。こうした中で奥方の方では、国元からの家老千野兵庫らの出府を期待し、藩邸には内密にその出府を促す工作が行われたらしい。また、千野十郎兵衛からも内密に兵庫に江戸の様子が知らされている。

当時、江戸藩邸では藩主忠厚が病弱のために、参勤交代で帰国することもままならず、藩政はもっぱら側近らに任せた有り様であった。また、そのもとで用人渡辺助左衛門らが藩主の信頼を得て藩政を独占していた。その助左衛門と次男鶴蔵を生んだ側室キソとは親しく、特にその親は江戸近在の大百姓で助左衛門とも深い交友があり、もし鶴蔵が嫡子になれば、また、費用が必要とあれば、いか程でも資金を提供すると、藩への財政援助を約束していたといわれている。真偽の程は不明にしても、江戸では助左衛門の発言権が強く、かれを中心に密かに鶴蔵擁立の画策が行われていた。

(B) 千野兵庫らの出府と失脚

嫡子相続をめぐって林平内左衛門一件が起こると、安永10年正月（4月に天明元年）、国元から事態を心配して家老千野兵庫・同志賀七右衛門の両名が、その後、吉田式部左衛門・前田和左衛門の用人らも藩主の了解を得ないままに出府してきた。かれらは嫡子の件は阿部備中守も深い関心を持っており、このまま放置することは好ましくないと、早速、何らかの対応を検討する積もりであった。ところが、かれらを迎えた江戸表の空気はこれとは全く対照的であった。林と渡辺の兩人に対してはとりあえずは差し控えの措置がとられたが、嫡子については「嫡子成り之儀願、当年中乗出し御座候様致度ものと奥へも晰しゆのよし故、差而急々之事共不心得」と、今年中には取り組むとしても、特に急ぐ必要もないといった認識であった。また、林平内左衛門が密かに小川町の阿部邸で用人に話したこ

とは、諏訪藩邸では内密にされ、かれの責任は嫡子問題が解決した後にその罪を追及すればいいといった空気であった。いずれにしても、藩主側近では用人渡辺助左衛門らの画策もあって嫡子には弟の鶴蔵をといた空気が強く、かれらの出府は歓迎されるどころか嫌われ、特に藩主の許可を得ないままに出府してきたことが、藩主の強い不興を買うことになった。

4月15日付けで千野・志賀の両家老が小喜多治右衛門の尋問に答え、弁明のために書き付けを提出している。その尋問の内容は、何故今回、家老・用人らが大勢で急いで出府したのか、諏訪では家老の諏訪図書が病身で、用人もいなくなるとあっては何か起こったときには、どのように対処するのか、また、大勢で出府したのでは世間の目を引き、外聞もよくない、とかれらの無断出府の行為を追及したものであった。これに対して両人は、江戸からの連絡を皆で相談した結果、出府したこと、また、林平内左衛門一件に対する阿部備中守の意向や公儀の動きを心配したこと、さらには、当事者である林・渡辺兩人を取り押さえもしないままに放置していることなどを心配して出府したのだと答えている。同時に、家老兩人や用人らがともに出府したのは、一人では十分な対応が出来ないと考えたからだとも答えている。そして、出府して直接藩主の意向を聞きたいと考えていたが、側近らの謀略・讒言のために藩主との面会は許されず、当惑している旨を訴えている。

また、兵庫らが出府すると、林・渡辺兩人に対する取り調べが行われている。特に林に対する吟味には近藤主馬・上田右次馬ら助左衛門の腹心があたり、厳しい追及が行われている。しかし、この審議の内容は嫡子相続に直接関係するだけに、「いつれ江落入候而も甚重き筋合之者」と、その扱いと結果如何とが心配されている。一通りの審議は終了しているが、当人たちや関係者の口上書を吟味してもそれぞれその内容に違いがあり、それかといって「此上之御吟味と申候而は対決と申位、相手之有之儀二候得は、甚御取斗六ヶ敷事共」と、両者を対決させるにしてもそれは難しく、その扱いに苦慮する始末であった。その後、当事者たちを国元に帰して吟味してはといった声もあったが、吟味を主張した兵庫らが結局、藩主に会うことが出来ずに、国元に追い返されたために、助左衛門の吟味はそのまま放置され、林だけが後に処罰されて国元に返されている。

この間、側近の助左衛門らは藩主に兵庫らが逆意を企て、自分らを排除しようとしていると讒言し、また、阿部備中守や奥方までもが兵庫らの一味だと告げ、さらには林は乱心者、その他の奥方・軍次郎付きの者たちもまた同じだとかれらを讒言している。その結果、兵庫らは藩主の怒りにふれて帰国、かれを含めて関係者らは処罰されている。⁽¹⁶⁾ところが、かれらが帰国したのと入れ替わりに、これまで処罰を受けて閑居を命ぜられていた諏訪図書と大助父子、小喜多治太夫が直ちに江戸に呼ばれ、政権に帰り咲いているのである。

(C) この時期における問題点

以上、主に国元から相続問題で千野兵庫らが出府し、藩主及びその側近らに反対されて

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

失脚するに至るまでの、騒動の前期、つまり第一期にあたる過程を追ってみたが、この間における問題点として、以下のことが注目される。

(1) 派閥の形成をめぐって

この藩における二の丸一派と三の丸一派との対立は、既に指摘したように、明和期の財政再建、それに続く特に安永期の財政再建実施の過程で一挙に表面化したものと考えられる。では、どういった経緯で派閥は形成されたのであろうか。恐らくはそれは以前から続いていた人的交流や、それぞれの政策の実施や失敗・処罰などの過程を通して、また、それらの政策の実施を通して高まった領民たちの藩政に対する強い不満、批判を背景に、次第に人脈が形成され、それが派閥の形成へと発展していったものと考えられる。ただ明和期の場合は、兵庫の仕法に關係して後に騒動の首謀者として討首になる上田宗夢や一類預け蟄居になる三村又右衛門らがともに兵庫に協力して処罰されている。この事実は、兵庫自身に派閥を否定し、それにとらわれない考え方があったその結果なのか、あるいは、まだこの段階では二の丸一派の結束が必ずしも固まっていなかったその結果なのか、この辺の事情は明らかでない。ただ、大助が兵庫らによる明和の仕法に反対した明和7年の段階で、既に大助と助左衛門の両人が密かに結託していた事実は見逃せない。⁽¹⁷⁾そして、安永の財政再建では大助のもとに一派の人々が数多く登用され、後に政治の腐敗、私利私欲を理由に処罰されているのである。しかも、かれらはその後も互いに連絡を取り合っては再度、政権復活の機会を伺い、また、江戸の藩主やその側近らとも密かに連絡を取り合い、兵庫らの出府を批判し、それを一門もまた後押ししていると中傷しているのである。既に紹介したように、千野兵庫や用人らが藩主の跡目相続をめぐって揃って出府し、無断出府の責任を問われて失脚したが、それと同時に、直ちに国元から処罰を受けて閑居中であった大助が、その父凶書とともに代わって出府し、新しく政権に返り咲いている事実は、この間における両者の提携による派閥の強化を示唆するものとして興味深い。

ここに大助父子らと江戸の渡辺助左衛門らを中心としたいわゆる二の丸一派が本格的に形成され、両者はともに気脈を通じて藩政の独占を目指している。しかし、その中に立ち入ってみると、最初は両者の思惑と意見とが必ずしも一致せず、助左衛門が大助の意見や行為を妨げることもあったらしい。こうした事情もあって安永8年に大助らが処罰されたときには、助左衛門は在府といった事情もあってか、何の処罰も受けていない。その後、兵庫らによる藩政の刷新が開始されると、助左衛門もまた兵庫らと行動をともにしている。けれども、厳しい綱紀刷新の方針もあって大助らの時代にくらべて我が儘も出来ず、その後、再びかれは大助らに接近するようになったといわれている。また、かれは大助が出府すると、兵庫らの政治姿勢が厳しく、そのためにかれを助けることが出来なかったのだと弁解している。以後、「大助等は助左衛門へ兎角阿り候故、惣而内

談致候上助左衛門に相譲」⁽¹⁸⁾と、むしろ助左衛門が派閥の中心になり、かれの指示で動くことが多かったらしい。

以後、大助・助左衛門らが藩政を掌握すると、その詳細は「諏訪の近世史」に譲るとして、諏訪図書・大助父子とその親族である諏訪貢・同左馬助・同平馬、そして、家来の白川庄蔵ら、また、渡辺助左衛門・上田宗夢・同伴右次馬・加藤善左衛門・近藤宇左衛門・同主馬父子らの互いに深い血縁をもって結ばれた一族、それに小喜多治左衛門と同治太夫らの一族が加わるなど、互いに血縁をもって結ばれた親族らが結束し、江戸では主馬が新しく近習役として藩主の側近に加わり、上田右次馬が軍次郎付き、加藤善右衛門が賄役、国元では上田宗夢が藩財政に関与するなど、特に閥閥を中核とした支配体制が構築されていることが注目される。

また、かれらは藩主に兵庫らが逆意を抱き、自分らを排除しようとしていると讒言し、さらには阿部備中守や奥方、さらにはその周辺の人々らも同類だと讒言している。あるいは、藩主にたとえ隠居しても軍次郎には藩政を任せないと約束させ、また、そのことを軍次郎にも強要し、さらには、一味のさまざまな陰謀が発覚することを恐れて、その全ての責任を藩主に転嫁させる工作を密かに行ったといわれている。また、国元では上田宗夢がその中心となり、家柄で知られた牛山金兵衛を差し置いて年寄役兼に一味の大熊善兵衛を任命し、家臣らへの支配の強化を目指している。

(2) 対立をめぐって

兵庫が同僚の志賀七右衛門と一緒に出府したのが安永10年正月28日、追い返されて帰国したのが4月22日といわれ、この間、藩主及び助左衛門らと兵庫らとの間でどういった交渉が行われたのか、この辺の具体的事情は全くわからない。恐らくは緊迫した対立が続いたものと考えられるが、結果は兵庫らは藩主に直接会うことが出来ず、また、藩主に諫言を試みることも出来ず、敗れて帰国せざるを得なかった。

ただ、この間の事情に関係して、出府した家老兵庫と同志賀七右衛門の兩人から用人吉田式部左衛門宛に出された、以下の書簡の内容が注目される。⁽¹⁹⁾

以別紙内々得御意候、此度御出府之義申遣候、此節之事御氣遣も可有之二付、荒増申遣候、此ほど三井孫兵衛口ふり、助左衛門を諏訪へ返し、其跡二而御手詰り成義二而茂申上候手段と申上二而も有之候而、御氣遣被遊候趣哉二相聞候、扱又きそにゆたん不致様二と再三申候趣も有之候、自分共身分之処は、出立之節御内々申候通、覚悟致候義、其上非分無之上は、可申事も無之候得共、助左衛門兼而之氣質、其上指控以後も上書御下ケ書等も有之候趣も候得ば、如何様之義申上置候而、万々一御家騒動之様成事二而も仕出し候而は、不相濟、差当軍次郎様御事茂安心仕かたき意味合も有之、其外如此二而ハ、何分不相濟義共有之二付、得と御諫言申上度候処、自分共御仲ケ間兩人は御疑有之事二候へは、御安堵不被遊御聞受無之筋、早々御出府御相談申度候間、万々一穢等之筋

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

有之とも不苦候、御出可被成候、此段為御心得申入置候、委訳は御面談ならで申えかたく万々廿九日比、目出度得御意可申候、以上

二月廿二日

志賀七右衛門

吉田式部左衛門様 人中

千野兵庫

この書簡は、兵庫・七右衛門の両家老が用人である吉田式部左衛門にその出府を促す内容となっている。この中で第一に、藩主の側室であるきそが油断のならない人物だと言われている事実がまず注目される。なぜ彼女が油断出来ないのか、その辺の事情は全く不明であるが、問題になっている嫡子相続にそれを絡ませて考えると、どういった方法かは不明であるが、彼女がわが子鶴蔵の擁立に一役買っていたことは否定出来ないように考えられる。後に離縁される藩主奥方が実録ものなどでは賢夫人だと評価されているのに対して、彼女は藩政に口出しをするような警戒すべき人物だと受け止められているのである。第二に、渡辺助左衛門もかねての気質通りと、やはり警戒すべき人物だと受け止められている。特に林平内左衛門一件でかれは差し控えの措置を受けてはいるものの、密かに藩主に対して兵庫らを讒言することが予想され、それが御家騒動にまで発展することもあり得るのだと、心配されているのである。既にこの時点で兵庫らは、助左衛門の陰謀家としての、策士としての性格が、御家騒動を引き起こす可能性があることを認識していることが注目される。第三に、兵庫の最大の関心は嫡子軍次郎の相続であり、それが安心出来ない状況にあり、このまま放置することは出来ないとして出府してきた。しかし、藩主忠厚に嫡子相続についての諫言を試みようにも、藩主に疑われてそれが出来ない状況にあったことが注目される。こうした事情もあって、かれは用人吉田にもその出府を強く求めているのである。

この対立にみられる国元から両家老が、そして用人までもが揃って出府し、藩主に会見を求めてもそれが拒否されるといった事態は、普通では到底、考えられないことであった。この場合、兵庫らには藩首脳部が揃って出府することによって藩主に諫言を試み、軍次郎の家督相続を一挙に実現させたいといった思惑があったことは否定出来ないように思われる。しかし、藩主を取り巻く江戸表での側近らの結束も堅く、また、その背後での国元における大助ら一派との提携もあって、二の丸一派は兵庫らの国元首脳部の排除に成功しているのである。

ところで、一般に流布している実録ものその他では、このときに失脚した兵庫に対し、切腹の命が出されたといわれている。結束した二の丸一派にとっての最大の強敵は、やはり兵庫の存在そのものであったと考えられる。その意味では、かれらが藩政の独占を目指し、兵庫を失脚に追い込み、その勢で兵庫を抹殺しようとしたことは至極当然のことであったとも考えられる。しかし、その命令を受けた国元の役人らがその扱いに苦慮し、それを兵庫に伝えなかったとも、また、かれの出府でそれが出来なかったともいわ

れている。巷間、流布しているいわゆる実録ものには、この事実が叙述されている。

この件に関しては、騒動末期に嫡子軍次郎から千野兵庫宛に出された書簡の内容が注目される。⁽²⁰⁾ その内容は、兵庫が嫡子問題に取り組んでいることに「忠心之段筆紙難尽、千万忝存候」と、厚く礼を述べたものであった。続いてその中で「然所此間承候へは、其方義切腹可致段被仰付候由」と、かれが切腹を命ぜられていたことを聞いてびっくりしたとある。この文面からみると、かれが切腹を命ぜられたことは事実であったと考えられる。もしそうだとすれば、当時、国元では兵庫の切腹を許さない空気が一方では強かったものと考えられる。ということは、この時点で江戸を中心とした一派による国元の掌握が、必ずしも充分ではなかったことを示すものとも考えられる。この事実は、続いて起こった兵庫らの再出府と騒動が終結するに至る間の経緯を考える場合、見逃せないものがある。

(3) 嫡子相続と藩主の意向をめぐって

既に指摘したように、この騒動は、病弱の6代藩主忠厚の跡を長男の軍次郎が継ぐのか、あるいは、次男の鶴蔵が継ぐのか、をめぐって家中が対立したことから起こった。しかし、この場合、藩主忠厚自身の意志がどちらにあったのかについてははっきりしない。藩主忠厚自身が側室きそを寵愛し、その結果、彼女が生んだ鶴蔵をぜひ嗣子にと強く主張したのか、また、きそ自身がわが子鶴蔵をぜひにと藩主に働きかけたのか、あるいは、側近の渡辺助左衛門らが側室きそ及びその実家と結託して、さらには、諏訪大助らと結んで藩主忠厚にぜひとも鶴蔵をと強く働きかけたのか、また、それによって藩主を籠絡し、自己の権勢の拡大を目指したのか、この辺の事情はいろいろと考えられるにしても、現在のところ明らかでない。

騒動後に敗れた藩主忠厚自身がその後もなお隠居として藩内での地位を保証されていた事実を考えると、騒動に勝利をおさめた三の丸一派の立場から叙述された史料には、また、騒動についての取調書には、さらには、世間に流布したいわゆる実録ものには、前藩主忠厚を被告人扱いにするような叙述は到底、許されるものではなかったと考えられる。また、かれを中傷するような記述もまたはばかれたものと考えられる。したがって、その殆どが渡辺助左衛門及び諏訪大助らが前藩主を籠絡し、次男鶴蔵の擁立を強く押しすすめたといった立場で叙述されざるを得なかったものと考えられる。しかし、その真偽の程はわからない。この騒動の経緯を検討しても、騒動の全体像がいまひとつはつきりしないのは、ここにその原因のひとつがあるように考えられる。

騒動後に一味の取調を振り返って叙述されたものの中に、以下の記述がある。「奸人共最初諏訪にて見込候は、此度之一件は全御上御嫡子様之所ニ思召有之故ニ六ヶ敷相成候事と察、左候得は兵庫・七右衛門を取入候上、奥様・軍次郎様を奉退候得は、後難も無之万歳之謀と見込候而事を設候処、出府之上、條々致相違、御上御不順之思召無之付、

是二行当り、先諸人をは片付候得共、後難を思色々相巧候と相聞候」とあり、⁽²¹⁾ この中で相続については藩主忠厚には長男に代えて次男をとったその順序を変える考えはなかったのだとある。あるいは、「全篇安芸守様之思召無之、右徒党之者共之所為口書明白ニ御座候」⁽²²⁾ と、藩主には相続についての意見はなく、すべては徒党一味の画策であることは明白だとある。しかし、取調書がいわゆる勤善懲悪史観や取調側に有利にといった強い政治的意図を込めて叙述されることが多いと考えれば、藩主に御不順の考えがなかったとする叙述は、必ずしも真実をあらわすとは限らないようにも考えられる。

すでに紹介したように、兵庫・七右衛門の両家老らは大挙出府したものの、直接藩主に会うことが出来ないままに追い返された。このことは普通では考えられず、藩主自身に嫡子はぜひ次男鶴蔵をとった強い意向があつてはじめてそれが可能であったとも考えられる。いずれにしても、残された史料によると、この嫡子問題についての藩主忠厚自身の考えがいまひとつはっきりしない。しかし、いわゆる実録ものでは、藩主が次男鶴蔵を嫡子にとった立場で書かれており、それが読まれ、後々までも語り継がれたとすれば、やはり藩主忠厚自身が寵愛したきそとともに、次男鶴蔵をぜひ嫡子にとった考えが強かったことは否定出来ないように考えられる。

(2) 兵庫の再出府と騒動の收拾をめぐって

相続問題で出府した千野兵庫らは、出府したものの、藩主及びかれを取り巻く二の丸一派の妨害のために、藩主に直接会って諫言することも出来ず、無断で出府した罪を追及されて国元に追い返され、兵庫は失脚、家督は子供源太、7歳が相続することになった。また、同調者たちも処罰され、その後、江戸での軍次郎の嫡子決定は極めて難しい状況となった。そこで隠居を命ぜられた兵庫は、何とか局面の打開をはかるために日夜、寝食を忘れ思い悩んでいたが、行動を監視されている身分とあつては、時期を待つしかなかった。

以下、兵庫の出府にあたっての準備及び再出府後における騒動の展開とその終結に至るまでの経緯を、前にも紹介した「御一件覚書」によって、⁽²³⁾ 以下、まずはその経緯を見ることにしたい。

(A) 再出府の準備と出府について

国元で兵庫は江戸の斎藤三右衛門（奥方の甥）・滝又右衛門（春光院様御姪）・薬師寺次郎左衛門（甲府勤番、兵庫の従兄弟）らに書状を送っては嫡子相続について協力を求めている。また、伊東兄弟は松本に住む忍びの術にたけた芥川九郎左衛門（猶之丞）に藩が当面している内情を訴え、協力を依頼している。九郎左衛門による江戸での情報では、既に藩主奥方が離縁され、実家の丸山屋敷に帰ったことがわかった。

7月に入って兵庫は密かに出府の決意を固めている。嫡子相続についてはまずは一族に訴え、その意向によっては公儀へ訴えることを考え、その準備にとりかかっている。7月

中旬には伊東覚右衛門を兵庫の詩文の友である渋川虚庵（天竜老人）が訪ね、⁽²⁴⁾ 内密に書簡を兵庫に渡すようにと依頼して帰った。その内容は、松平大和守（川越藩主）の家来に坂野弥兵衛という者がおり、かれが湯治のために暇を取って虚庵方に立ち寄ったことを知らせるものであった。また、虚庵と坂野とは以前から交友があり、特に坂野は、当時江戸にあって幕政を担っていた田沼主殿頭意次の家老である井上伊織やその他の人々とも親しい間柄にあった。このために兵庫らが諏訪藩が直面している嫡子相続問題をかれに相談し、協力を求めてはどうかというものであった。早速、直八が松本の芥川に幕閣の近況を聞き、覚右衛門が直接坂野に会ってその人物が信頼出来るかどうかを確かめ、その上で協力を依頼することになった。

その後、覚右衛門は坂野に兵庫が出府した場合、諏訪一門に訴えて協力を依頼するか、また、公儀に直接訴えるか、どちらが諏訪家の為になるのか、その是非を聞かせて欲しいと頼んでいる。また、坂野が江戸に帰ることもあってその連絡先を確認し、なお、坂野からの依頼で連絡役として家来1人を都合して欲しいということで、早速、覚右衛門は兵庫と相談して家来の一人を派遣することにした。

7月末にはいよいよ兵庫も出府の覚悟を決め、その予定日として7月28日・8月1日・同5日を定め、同行する家来7人と中間4人の人選も決まっている。また、最終的に出府の日程を決めるために芥川に意見を求めているが、かれは反対派の動きもあり、早く出府することをすすめ、なかでも1日が吉日であることを告げ、この指示もあって兵庫らはその日に出発することになった。

いよいよ8月1日の祭礼に、かれらは密かに夜陰に紛れて船を利用して出発することになった。しかし、出発後に残された親類などが、その責任を追及された場合に備えて書き付けを残しているが、その中で自分らは御家の為に、また、軍次郎の為に身命を捨てる覚悟だと、その決意の程を披瀝している。かれらは監視の目を潜って出発し、上州路に出ているが、当時、この上州通り一帯では幕府が新たに生産者に絹運上を課税したために、それに反対する農民たちが一揆を起こし、それが街道にも波及する状況にあった。

かれらは8月5日には江戸に着き、早速、坂野弥兵衛に会っている。坂野の情報では、「御公訴ニ而落着候得は、有無ニ不拘御半知ニ相成候由、御一類中様方御取斗ニ而事濟候得は御家ニ疵付不申候得は、御一類様江御出可然申ニ付」と、もし兵庫らが直接公儀に訴えれば、その藩政不行届の責任を追及されて半知になることは覚悟せざるを得ず、一門・一類に訴えて解決を計れば、家には傷が付かないであろうとのことであった。そこで兵庫は諏訪藩の親戚筋にあたる松平和泉守に事情を訴え、⁽²⁵⁾ 協力を求めることにした。

(B) 兵庫及び一門と江戸屋敷との対決について

兵庫が出府すると、国元で既に書状で協力を依頼していた斎藤三右衛門が早速、和泉守の屋敷を訪ね、兵庫と相談するなど、情勢の検討が行われている。しかし、かれが出府し

たとの噂もまた広がり、江戸の金杉にある諏訪藩邸からは兵庫の帰国か、その身柄の引き渡しを求めている。国元では兵庫らが密かに出府したことがわかり、兵庫の子供及びかれに同行した家来たちの家族はいずれもその罪を問われ、親類に預けられている。兵庫から事情を聞いた松平和泉守は同姓である諏訪一族らと、また、親族である伊予国吉田藩主の伊達和泉守らとも相談し、金杉屋敷に掛け合い、病気である藩主忠厚の隠居、軍次郎の家督相続、側近の佞臣らの排除とを強く求めている。また、嫡子問題をめぐって家中が対立し、騒がしいのでその取り締まりとを求めている。しかし、安芸守はひとつとしてこれに同意せず、兵庫の身柄の引き渡しを求め、家中の対立などの事実もないと答え、両者は対立している。

その後、和泉守から兵庫に対して出府する以前に、他に協力を求めた者があるかどうかについての質問があり、兵庫は出府と同時に直ちに和泉守の屋敷に来たと答えている。それに対して和泉守は、今日、殿中で田沼主殿頭意次から兵庫の出府についての問い合わせがあったことを伝えている。そこで兵庫は江戸の事情がよくわからず、出発前に主殿頭の家来と親しい坂野弥兵衛に藩の事情を説明し、協力を求めたことがあると答えている。また、かれの助言もあって今回、和泉守に直接援助を求めたのだと、出発以前に既に坂野弥兵衛と連絡をとり合っていた事実を報告している。

この頃、虚庵もまた国元から出府、坂野との連絡場所である馬喰町の米屋佐兵衛方に身を寄せている。また、既に江戸に逗留していた坂野弥兵衛も田沼の家来らと会うために、田沼の屋敷に出掛けている。そのときの田沼の家臣からの答えでは、先日も阿部備中守が田沼を訪れ、その際に阿部の娘が諏訪藩主安芸守忠厚と離縁になったことが話題になり、その折りに阿部から田沼に千野兵庫が反対派の迫害をうけながらも、御家の為に、また、軍次郎を嫡子にと尽力している旨が伝えられ、田沼も兵庫らの行動を認めているので心配はないということであった。これを聞き、同行していた兵庫の家来である忠次・覚右衛門の両人は早速、このことを兵庫に報告している。

ところで、諏訪藩邸と松平和泉守ら一門との対立が深刻になる中で、江戸藩邸では兵庫の身柄の引き渡しを求め、他方、和泉守らは軍次郎の嫡子相続と病身である藩主忠厚の隠居とを求めて両者は対立した。しかし、こうした中で藩邸では軍次郎を嫡子にすれば、諏訪一門も安心し、兵庫の身柄引き渡しも可能であると考え、また、そうすれば「御一類中様御心茂緩ミ可申と相談之由」と、一門の態度も軟化するであろうと考え、藩主に願って軍次郎の嫡子相続の手続きをすすめ、同時に、兵庫の身柄引き渡しを求めている。けれども、これに対して和泉守は「右之通取斗候後、兵庫御渡候様被仰越候得共、和泉守様御挨拶二は、此度兵庫願出候相手大助・助左衛門罷在候而は、御渡難被成趣被仰越候二付」と、兵庫の相手である大助・助左衛門の両名が在府では、その身柄の引き渡しには応ずることが出来ないと反対している。そのために大助・助左衛門は、江戸を出発すれば兵庫の身柄

の引き渡しが行われるであろうと期待し、また、そうなれば兵庫の拘束も可能だと考え、8月28日には江戸を立って9月はじめに国元に帰っている。

(C) 国元の状況について

到着した大助・助左衛門は早速、上田宗夢ら一味の者たちと相談し、大目付の命で家中を集め、大助・助左衛門らによる藩政がいいのか、兵庫らによる藩政がいいのか、その意向を一人一人に聞いては請印をとり、二の丸一派の結束とその勢力の拡大とを意図している。しかし、こうした行動には三の丸一派は強く反発し、今後、かれらがどういった権謀術策を弄するのかわからず、その動きが心配だと藩主菩提寺の温泉寺末寺である理久院(自休院)に集まっている。また、そこでの相談の結果、惣代として久保嶋平左衛門・濱長十郎・井手雄右衛門・牛山陣平らが直ちに20日、翌21日にかけて出府することになった。丁度、かれらは出府の途中、帰国途中の直八と会い、かれの助言で和泉守屋敷を訪ね、家臣一同を代表して「何卒諏訪御家軍次郎様御為御安堵被遊候様御取計偏奉願上候」と、軍次郎の嫡子相続を強く願っている。また、かれらは伊達和泉守と諏訪内膳方にそれぞれ世話になることになった。

この間、諏訪では大目付による家臣らへの締め付けもあり、これに三の丸一派が反発し、「家中之面々存念ニ不応、甚騒動致候由」と、騒動の有り様となった。9月25日には三の丸御殿に小役人以下が残らず集まり、そこから本丸へ出掛け、大熊善兵衛を呼び出し、「諏訪図書殿同大助殿差図難請候間、御断申候」と、図書・大助の指示に従わない旨を表明し、結束を固めるために請印している。また、かれらが請印を済ませた上で善兵衛が惣代として出府することになった。また、同行する者として安間弥五左衛門以下の8人、それに軍次郎付きの毒味役2人が選ばれている。かれらは直ちに上州通・甲州通りの二手に分かれて江戸を目指した。江戸では国元から大熊善兵衛らが出府することがわかると、既に江戸に出て伊達和泉守邸にいた久保嶋・濱らが相談し、善兵衛はこれまで奸人側の人物なのでその心底がはかり兼ねると心配し、内藤新宿まで出掛けてかれと会い、その真意を確かめている。

(D) 江戸表の状況と騒動の終結

江戸表では国元から次々と家臣らが出府し、情勢が緊迫化した。こうした情勢を踏まえ、松平和泉守は、これまで諏訪の江戸金杉屋敷では家中が静かだといっていたが、果たしてこれで静かだといえるのかどうか、「此上は御手切御構不被遊候間、左様御心得候様御断有之候」と、遂にこれまで続けて来た諏訪家との交渉を打ち切ることを宣告した。続いて9月29日には和泉守の家老である水野仁右衛門・鈴木無手右衛門らが兵庫を呼び、これまで金杉屋敷と度々交渉してきたが、意見が対立して聞き入れられず、最早期日も経過してしまった。もうこれ以上、兵庫らを屋敷内に匿うことは出来ないと通告した。このため兵庫は諏訪藩江戸屋敷の留守居役を呼び出すようにと依頼し、留守居役である洪江理兵

衛・藤森要人の両人と添役藤沢尉右衛門が屋敷に来ると、かれらに向かって現在、藩のおかれている現状をどう考えているのか、このままでは「公辺江罷出御裁許請候より外無之」と、公儀へ訴える他に方法がない。そうなれば御家に疵がつく、と叱りつけた。留守居はいま暫くの猶予を求め、直ちに屋敷に帰って家臣らに事情を説明するとともに、藩主側近の近藤主馬・上田右次馬らの逮捕を命じ、かれらを直ちに監禁した。続いて兵庫に会ってかれに芝の東禅寺に移ることをすすめ、9月晦日には兵庫らは芝の東禅寺に移り、家来たちがその身辺の警戒にあたることになった。その後、一門の相談もあって騒動終結後の12日には、屋敷から大熊善兵衛らが迎えにきて兵庫らは金杉屋敷に移っている。

他方、国元では一門である諏訪内膳から前田和右衛門・志賀初右衛門宛に飛脚が届き、9月29日付けの切り紙で「安芸守様御為ニ候間、其御領分万事随分事静ニ取鎮、諏訪大助・渡辺助左衛門兩人是又取鎮置候様可被取斗候、以上」と、諏訪大助・助左衛門の逮捕が指示され、両人は直ちに拘束され、後に一類に預けられ、上田宗夢は柳口に監禁されている。また、家中一同、小役人以下、御細工師に至るまでの人々が集まり、藩内一致の結束を申し合わせている。江戸では家臣らが兵庫の家老再勤を願い、それが認められ、また、子供源太もその罪を免ぜられている。また、これまで三の丸一派に属して処罰されていた志賀亘・山中志津馬ら以下の人々もそれぞれその罪を許されている。同時に、江戸では11月15日には正式に軍次郎のお目見えもすみ、12月11日には安芸守は隠居し、軍次郎がその跡を継ぎ、同16日には伊勢守と改名している。

以上、「御一件覚書」によって失脚していた兵庫が国元から出府し、一門の協力もあって騒動が収拾されるまでの経緯を追ってみた。他にこれと同じくその経緯を要約したものに「千野一件」がある。⁽²⁶⁾しかし、その大筋は「覚書」と殆ど変わらない。ただ、最後に兵庫の説得をうけた江戸留守居役らが屋敷に帰り、「安芸守え及強訴」と、藩主忠厚に強訴して近藤・上田の両人を逮捕したとある。また、松平和泉守の交渉打ち切り、断交に藩主忠厚もやっと目が醒めたが、しかし、かれはこれを許さず、そこで一門の執り成しが行われたとある。

(E) この時期における問題点

兵庫が失脚して後に密かに出府し、一門の協力によって騒動が終結を迎えるまでの経緯とその内容とを紹介したが、かれの出府によって騒動の局面は藩内における対立・抗争から諏訪一門と藩主及び江戸屋敷との対立へと大きく変化することになった。また、兵庫の依頼をうけて一門が協議し、軍次郎の嫡子相続と藩主忠厚の隠居とを求めて交渉が行われている。しかし、現在のところその交渉の過程や内容も全くわからない。

特に、川越藩士である坂野弥兵衛を通して幕閣老中田沼意次と接触し、その協力を依頼し、また、この田沼の屋敷には藩主忠厚に離縁された奥方の親族である阿部備中守が訪れ、兵庫らの動きを伝えたともいわれているが、この辺の詳しい事情もわからない。ただ、田

沼への働きかけについては、「田沼公御さかんに候得は、此方え手入致候而、内々之指図を受取斗候ハ可然候」と、⁽²⁷⁾ 早くからその接触の重要性が指摘され、田沼側近の井上伊織・小川平蔵らの名前があがっている。また、その人物像が不明であるが、平兵衛を通して田沼への工作が既に行われている。また、丸山屋敷（阿部備中守中屋敷）の井上勝次郎らを通して「田沼え手つる第一二可致候」と、⁽²⁸⁾ 働きかけも行われ、あるいは、兵庫が出府する前に、かれは家来の忠治を江戸に派遣し、斎藤三右衛門らのところを密かに訪問させているが、このときも田沼との接触が試みられている。しかし、いずれもその実態は明らかではない。

こうした中で以下、いくつかの動きが研究上の問題点として注目される

(1) 諏訪一門の結束をめぐる

千野兵庫は密かに出府するにあたって、直接家来を江戸に派遣して一門に援助を求めている。しかし、それがかれが密かに出府を決意したその後での政治工作なのか、あるいは、それ以前に家老志賀や用人らと出府し、失脚に追い込まれたそのときから既に密かに一門に事情を訴えて協力を求めているのか、この辺の事情についても全くわからない。後述する資金調達の事情からも、また、大助らの二の丸一派が早くから兵庫と諏訪一門との結び付きを強く批判している事実からも、恐らくは後者だと考えられる。ともかく兵庫が出府して松平和泉守乗完（のりひろ）に匿われたことによって、その後は和泉守が兵庫の依頼を受けて一門に協力を呼びかけ、その結果、一門が結束して藩主及び側近らと対決することになったものと考えられる。当時、和泉守は幕閣では奏者番（後に老中）を勤め、藩主忠厚の妹婿であり、三河西尾藩6万石の藩主であった。また、この松平和泉守とともに、後述するように、騒動の収拾にあたって活躍する伊達和泉守村賢（むらかた）は忠厚の従兄弟にあたり、伊予国吉田藩3万石の藩主であった。

この両人に諏訪一門の人々がともに協力しているが、かれらはどういった人々であろうか。一般に諏訪一族といえば、諏訪神社の神主から分かれて戦国の武将として独立した諏訪頼忠の系統から女婿の1家を加えて幕臣が10家に分かれ、同じ兄弟である諏訪頼豊の系統からは幕臣が7家に分かれ、この幕臣17家と藩主諏訪家とを合わせて諏訪一族18家と呼ばれている。その詳しい内容は省略するとして、騒動当時に和泉守の呼びかけに応じて協力した者としては旗本諏訪内膳・同左門・同伊織・同文三郎・同本次郎らの名前が見える。内膳は恐らく藩祖頼水の次男で分家独立した旗本諏訪頼郷（よりさと）家の5代目当主頼伊（よりこれ）、伊織は頼郷の次男で分家独立した旗本諏訪頼常家の5代当主頼達（よりみち）、文三郎は同じ頼常家から後に分家した頼弼（よりすけ）家の3代当主頼永（よりなが）、左門は藩祖頼水の3男で後に分家独立した旗本諏訪頼長家の5代当主頼壽（よりなが）、本次郎は2代諏訪藩主忠恒の4男盛條（もりえだ）が旗本として分家独立したが、その4代目の当主盛斐（もりのり）と考えられる。⁽²⁹⁾ か

れらは和泉守を助けて事態の收拾に協力するとともに、国元から家臣らが出府すると、手分けしてかれらの面倒などをみている。

既に、前稿「肥後国人吉藩相良清兵衛騒動覚書」によって、⁽³⁰⁾江戸初期に起こった御家騒動が公儀の裁定に持ち込まれた場合、そこでは公儀取次役（老中らに属する特定の幕臣ら）が大きな役割を果たしていたことを指摘した。しかし、こうした取次役による騒動の解決は江戸中期以降になるとその姿を消し、当事者である大名の一門・一類が代わってその調停を担当するようになった。その意味では、この諏訪藩二の丸騒動は、一門・一類によって騒動が收拾されたその典型的な事例のひとつと考えられる。

(2) 軍次郎の家督相続と渡辺助左衛門・諏訪大助の帰国をめぐって

次に、この江戸表での対立・抗争は、兵庫が8月初旬に出府して9月末にそれが收拾されるまで続いている。この間での大きな政治的動きとしては、嫡子軍次郎の家督相続の手續きが取られ、藩主側近として、また、二の丸一派の中心として活躍していた助左衛門と大助の両人がともに急遽帰国するといった、全く予想もされなかった事態が起こっていることが注目される。では、なぜ、こうした動きが起こったのであろうか。

兵庫及び和泉守ら一門と諏訪藩江戸屋敷との交渉の過程では、既に指摘したように、和泉守らは病弱の藩主忠厚の隠居と長男軍次郎の家督相続を求め、他方、江戸屋敷では兵庫の身柄の引き渡しを求めて両者は対立した。また、こうした中で両者の対立がより深刻になったものと考えられるが、しかし、和泉守が兵庫の身柄引き渡しに応じないために、江戸屋敷ではまずは軍次郎の嫡子相続を藩主に願い、藩主忠厚自身もまたこれを認めたとある。さらに、この措置は一門の江戸屋敷に対する態度が軟化するであろうと、そのことを期待しての措置であったとある。事実、8月19日には「軍次郎様御嫡子成御願通今日相済申候」と、⁽³¹⁾その手續きが終わっている。しかも、この措置が終わると、8月28日には一派の中心人物であった大助と助左衛門の両名が、こともあろうに対立の最中に江戸を離れて9月5日には帰国しているのである。この点、巷間、流布している実録ものによると、江戸屋敷からの兵庫の身柄引き渡しの要求に対して、和泉守はその条件として大助・助左衛門両人の江戸からの退去を強く求めたとある。そこで両人は自分らが退去すれば、その間に兵庫の身柄引き渡しを実現し、そうなればすぐ引き返してかれを拘束することが出来ると、それを見込んでの行動であったともいわれている。背後で両者の間でいろいろな政治的駆け引きが考えられるにしても、結局、兵庫の身柄引き渡しは実現せず、両名はそのまま帰国している。

この場合、これまで騒動での直接の原因が家督相続にあったと考えれば、軍次郎の家督相続決定によって、また、これを藩主忠厚自身が認め、その手續きが終了したとすれば、対立は一挙に解決に向かうはずのものであったと考えられる。だとすれば、両人はあえてこの時期に帰国する必要もなかったものとも考えられる。しかし、それにもかか

ならず、その後も対立・抗争が続いたとすれば、それはもうひとつの対立の原因であった藩主忠厚の隠居に、かれ自身が強く反対であったことが考えられる。後述するように、騒動の終結時においても最後までかれ一人が一門に強く反抗した事実を考えれば、かれの権力への執着は根強いものがあり、騒動はこの時点から家督相続をめぐる騒動から権力闘争へと変質したことが考えられる。また、御家騒動そのものの本質が両派による権力闘争であり、家督相続問題は表面的なものに過ぎなかったとも考えられる。いずれにしても、既にこの時点で二の丸一派が譲歩を余儀なくされ、追い込まれたことは事実であったと考えられる。もしそうだと考えれば、両人の帰国は「是迄よりは御在所御大切ニ候間、御家中人気不乱候様」と、⁽³²⁾ 国元家臣らの掌握を踏まえて、自己の体制の挽回をはかるところにそのねらいがあったものだと考えられる。

(3) 国元家臣らの決起

国元では大助・助左衛門の両名が帰国したことによって緊張が一挙に高まった。この間の具体的な状況は、どうであろうか。

両人は帰国するや、直ちに上田宗夢らの一味と結託し、大目付の名前で家臣ら呼び出し、さき起こった城下での放火事件や林平内左衛門一件は兵庫が背後で画策したことだとその責任をかれに転嫁するなど、兵庫らに対抗する手段をめぐらし、自分らの味方になるようにと一味から請印を取っては結束を強めている。これに対して三の丸一派の人々は強く反発している。以下、その推移を具体的にみると、20日には家臣たち27人が藩主の菩提寺である温泉寺末寺の自休院に集まり、神文に血判して団結し、直ちに惣代を江戸に送ることを決定している。そのときの「神約之事」によると、⁽³³⁾ かれらは御家のために団結すること、相談の結果に異議を唱えないこと、相談の結果を決して他に漏らさないことを誓い合っている。また、政治向きの善悪を家老から尋ねられるようなことがあれば、代表をといわれても大切な事柄なので皆が揃って出頭して直接返答すること、万一、自分ら一味の結束が発覚して吟味をうけるようなことがあれば、白状せずに秘密を守り、あくまで争うこと、他の家臣らに対しても絶対に秘密を守ること、志しを同じくする者に対してはよく相手を見届け、一同と相談して対処すること、などを申し合わせている。また、かれらは大助・助左衛門が帰国したが、どういった理由で帰国したのか、安心出来ないと警戒を強めている。特にかれらはその場で出府する惣代を選んでいるが、その選出にあたっては、家柄・格式を度外視して籤（くじ）による選出が行われていることが特に注目される。

かれらは24日夜にも再び集会を開いている。その数を正確に掴むことは難しいが、71人余りが集まり、翌25日の惣出仕で神約に加わった者を含めると85人にも達し、ここでも10人の惣代を選んで江戸に送ることを決議している。しかし、年寄らに阻止されて5人が出府することになった。25日にはさらに三の丸御殿に小役人たちまでが集まって結

束し、そこから本丸に出向いて大熊善兵衛を呼び出し、既に指摘したように、諏訪図書・同大助らの指示を受けないことを申し合わせ、前後して大熊の他に安間弥五左衛門らと毒味役が上州・甲州道の二手に分かれてそれぞれ出府している。さらに、26日に提出された御給米取・御給人から年寄宛に出された願書では、かれらは結束して藩主の隠居を強く求めている。⁽³⁴⁾

なお、会合の途中で図書の家来が旅支度で裏道を通り、図書・大助が出府するのではないかといった情報が流れ、家臣らが急いで図書の屋敷を取り囲み、また、その後、警戒を厳重にしたといわれている。

他方、こうした国元での三の丸一派の動きに対して、二の丸一派のその後の動きについては不明の部分が多い。現在のところ、二の丸一派だけによる集会の事実は確認出来ず、恐らくは水面下での勧誘工作が密に行われたものと考えられる。また、三の丸一派の集会には、それが家中全員を対象にしたこともあって二の丸一派に属する者も参加している。図書の親族である諏訪平馬は、後述するように、騒動に関係して知行高の一部を取り上げられて隠居慎みを命ぜられているが、かれも集会に参加し、会議の内容に異論を唱えている。この場合、「最初不同心其方共ニ五人有之、四人は翌日迄ニ一統江申出致同心候処」とあり、⁽³⁵⁾ 最初にかれとともに5人が席上で反対を表明し、その中でかれを除いた4人はその後一味に同心したとある。こうした事実をみると、集会では白熱した議論が行われたことが予想される。しかし、その場での反対派は必ずしも多くはなかったとも考えられる。あるいは、やはり処罰されている溝口藤左衛門も25日の集会に出席、最初に反対して後に同心したとあり、同じ措置を受けた三村又右衛門は25日の集会に出席し、その様子を同じ一味の上田宗夢に知らせ、さらに、永牢を命ぜられた加藤善左衛門は出席してそこでの決議に同意しておりながらも一味の宗夢にその様子を内通している。

また、帰国した助左衛門・大助らは「かじ橋様（松平和泉守）之御方を御手切ニ致、突放度巧」と、⁽³⁶⁾ 江戸での諏訪一門による騒動の介入に反対し、また、その旨を江戸に指示していることが注目される。さらには、事態の打開を目指して松平越前守・本多彦三郎や尾張様・真田様などの名前を挙げ、他にも「権門家手寄存付は無之哉」と、一味に呼びかけ、権門との接触を模索している事実もまた見逃せない。あるいは、小平権太夫が護持院内月輪院へ権門家への執り成しを頼むなどの工作も試みている。また、「権門方を走回兵庫義兼々重罪、大助・助左衛門聊も越度無之処、かち橋（松平和泉守）其外御一家様方片押不埒之取斗」と、一門の介入に強く反対している。しかし、その具体的な動きや内容については明らかではない。恐らくかれらは一方では、諏訪一門による騒動への介入にあくまで反対するとともに、他方では、かれらなりに権門家に縁故を求めては局面の打開を意図していたものとも考えられる。しかし、かれらの動きが具体化

しない中で、二の丸一派は圧倒され、事態は三の丸一派の勝利に傾いたらしい。

(4) 緊迫した江戸表の状況

国元から惣代らが次々と江戸に向かって出発した。かれらを迎えた江戸での緊迫した情勢は、また、政局はどのように推移したのであろうか。

江戸では松平和泉守を中心に、一門が集まっては対策を協議し、藩主忠厚に対して勧告を重ねた。しかし、既に紹介したように、かれはそれを一向に聞き入れないために、9月28日には遂に和泉守は、藩主忠厚に対して絶交する決意を固め、また、その旨を公儀に届け出る覚悟を決めている。同時に、このことを一門にも伝えている。しかし、一門である伊達和泉守は、このまま事態を放置することは出来ないと心配し、家老奥村彦兵衛・用人留守居斎藤東馬、大目付らに命じて最後まで収拾に努力するようにと命じている。このためにかれらと国元から出府していた惣代久保嶋平左衛門・濱長十郎らが合流して対応を協議している。そこへ国元から岡村之重太郎が出府し、国元での三の丸一派の決起が伝えられ、その報告をうけたかれらは、これによって事態が好転することも考えられ、また、公儀への届けが一両日は延期することが出来そうだと喜んでいる。

しかし、こうした状況の変化にもかかわらず、江戸屋敷での藩主及び一味の動きは変わらず、事態は深刻な局面を迎えている。この間の事情は、久保嶋・濱長十郎兩名から諏訪御同心衆中宛の書簡によると、⁽³⁷⁾ 以下のようであった。

伊達様に而は廿八日御家老御使者鍛冶橋（松平和泉守屋敷）へ可被遣候、此上惣御一家様両和泉守様共ニ金杉（諏訪藩邸）え御出、何分理害被仰今一応御談被成候様被成度旨思召、其段被仰遣候筈之所、廿八日昼、又々鍛冶橋御年寄土岐兵右衛門殿被参、八丁堀ニ而被申遊候は、今朝小喜多治太夫参候ニ付、御手切可被成旨別紙之通被仰遣候、依之明日本御届被成候段、又々被仰遣候由、依之伊達様ニ而も何レも力を落し玉ハリ、是迄思召も有之所、左様候而は迎も公辺ニ相成候得は、御家無御心元候、先咄候旨、彦兵衛殿被申越候、依之廿八日夜九つ時過、御殿え罷出、御家老奥村彦兵衛殿・御用人御留守居斎藤東馬殿え拙者共兩人達而願候は、何分此方様思召より無御座候、公辺ニ相成候而ハ御家疵付可申奉存候、何分金杉えも御使者被差遣、鍛冶橋様えも今一応被仰進、何分御届等御見合之事願上申候、明早朝御留守居斎藤東馬殿被参候筈ニ御座候、尚又長十郎認候由ニ有之候、何共嘆ケ敷事は惣御一家様御取斗之義を御上御用ひ無之と申候而は、公辺ニ而御立不被遊御国治り不申候と申物ニ相成候（後略）

これによると、伊達和泉守は松平和泉守邸に使者を送ってもう一度、両和泉守が金杉の諏訪藩邸を訪れ、藩主忠厚に対して諫言を試みたいと考えていた。ところが、28日昼に松平和泉守の鍛冶橋屋敷から年寄土岐兵右衛門が来て、八丁堀には今朝、諏訪藩の江戸屋敷から小喜多治太夫が訪れ、一門と手切れ、つまり断交したい旨を伝え、正式には明日に届けを提出する予定であると、かれが語ったことが伝えられた。これを聞いて事

態の好転を期待していた伊達守らが落胆したとある。この文面から考えると、諏訪の江戸屋敷では一門と妥協する余地は全くなく、一門と対決し、あえて断交をも辞さない態度であったことが注目される。断交し、その訴えが公儀に出されれば、場合によっては半知といった処分も考えられ、それらを承知した上での一門への反抗であったとも考えられる。それが藩主自身の決断なのか、追い込まれた側近一味にとっての最後の選択であったのか、あるいは、国元に帰った助左衛門・大助らの強い指示であったのか、現在のところこの辺の事情は明らかではない。

久保嶋・濱の両人は、この件が公儀に知れば御家に疵がつくと、伊達の家老奥村彦兵衛らに届けの延期工作を願っている。また、一門の配慮を藩主が聞き入れないようであれば、公儀に対しても顔向けが出来ず、国の政治も成り立たないと、藩主の行為を嘆いている。また、かれらはこのときの伊達和泉守及びその家老らの協力に対して「存念七世迄も難忘忝奉存候」と、⁽³⁸⁾ 深い感謝の念をあらわしている。

5) 騒動の終結をめぐる

騒動は既に紹介したように、絶交を通告された家老千野兵庫が江戸留守居役を呼び出して藩のおかれている危機的状況を説明し、その指示もあって留守居役が藩主に強訴し、側近一味を直ちに拘束する形で収拾されている。しかし、対立が激化していただけに、収拾は容易ではなかったとも考えられる。その実態はどうであろうか。

逮捕されて後の処分で討ち首になった近藤主馬・上田右次馬の場合、「悪事露顕取押之節、不届成巧重々不届」とあって、⁽³⁹⁾ かれらは逮捕にあくまでも反抗していることが注目される。しかし、この間の詳しいことはわからない。兵庫の説得を受けた江戸留守居らがすぐ屋敷に帰り、そこで待ち構えていた23人の家臣らと同心の血判を押して結束を固め、直ちに主馬・右次馬を逮捕したとか、あるいは、両人はその逮捕が松平和泉守の指示であるかどうかをめぐる最後まで反抗し、留守居は譲歩してその旨であることを書き付けに書いて、家中の協力を得て逮捕することが出来たともいわれ、緊迫した状況にあったことはまず間違いない。⁽⁴⁰⁾ いずれにしても、江戸の一味は留守居役及びかれらに協力した者たちの造反によって、騒動での敗北が決定づけられているのである。

また、国元では、既に紹介したように、三の丸一派が決起し、その時点から大助・助左衛門らの屋敷を取り巻き、監視を続けたともいわれている。正式には9月29日付けで一族の諏訪内膳から国元の用人宛に、大助・助左衛門らの拘束を命ずる指示が届き、早速、監禁の手続きがとられている。

ところで、騒動が終結を迎えた10月6日には、以下の内容の触れが出されている。⁽⁴¹⁾

此度鍛冶橋様御取斗、善悪一言たりとも申候者於有之者、譬忠信之功有之上たりと

も急度叱可申付候、数十日御厚恩難有旨而已申可被有旨、厳敷可申付候

この触れの内容は、今回の騒動が諏訪一門である松平和泉守らの仲介によって収拾されたが、この措置についてその善悪や、とかくの批評を口にするを厳しく禁止する内容のものであった。騒動に一門が介入した事実、また、その騒動自体を藩自身の手で自ら収拾することが出来なかったことに対して、当時、とかくの風評があったものと考えられる。また、それに対する箝口令であったと考えられる。

[Ⅳ] 騒動の終結

(1) 処分について

騒動が収拾され、兵庫を中心としたいわゆる三の丸一派が藩政の実権を握った。また、政局が安定すると、天明2年5月には吟味方役人が任命され、続いて関係書類の押収が行われ、審議の結果、翌3年7月には逮捕・監禁されていた諏訪大助・渡辺助左衛門以下のいわゆる二の丸一派に対する処分が行われることになった。その処分に関係した史料として「御叱書」や「二の丸一件史料の補遺」、花月文庫所蔵の「諏訪高島藩二の丸騒動奸兇処分申渡書」、それに実録「高嶋湖水鑑」などがある。補遺では70人近くの処分者の名前の一覧、申渡書には40人余りが、御叱書には40人余りと軽輩の者も含める60人以上が、さらにここではその検討を省略したが、小六新田の関係者たちも含まれ、湖水鑑では50人以上とそれに小六新田関係者たちが含まれている。比較検討すると、御叱書が最も詳しく、⁽⁴²⁾ 他は人名が欠落したところがある。以下、お叱書を中心にその処分の内容をみることにしたい。

まず、その内容であるが、切腹及び討首・永牢・一類え永預け座敷込み・一類え預け蟄居・一類え預け慎みに分かれ、以下、遠慮・逼塞・慎み・隠居俵が家督相続・扶持召し放ち・手錠・叱り・牢舎などと続く。重罪である切腹及び討首に処せられた者は一派の中心人物である大助・助左衛門らの5人、永牢が家老諏訪図書以下の5人、そして、切腹・討首に処せられた者たちの俵たち4人となっている。一類え永預け座敷込みは高梨八郎左衛門ら3人と先の永牢に処せられた者たちの一類4人がともに含まれている。以上が重罪で、その人数は当人とその一類を含めて20人余りである。この中で切腹及び討首、それに永牢を含めて重罪が10人とその処分の苛酷さがまずは注目される。続いて重罪者の罪がその親族にまで及び、かれらの家族を含めて永牢・一類え永預け座敷込みの処分になっている者が多いこともまた注目される。同時に、ここでの個々人に対する判決理由書もまたこの騒動の本質を具体的に現すものとして注目される。では、かれらはどういった理由で処分されたのであろうか。

まず、騒動の張本人といわれ、処刑された者たちは以下の5人である。⁽⁴³⁾

諏訪大助	部屋住家老職図書俵	150石30人扶持	43歳	切腹
渡辺助左衛門	用人役	200石	61歳	討首
近藤主馬	年寄役・近習役	400石	32歳	討首

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

上田宗夢	右次馬父隠居	71歳	討首
上田右次馬	若殿御傳役	70石	40歳 討首

この中で一派の中心人物である諏訪大助は、代々家老職を務める家柄であり、そのために特に切腹を認められ、他は討首である。この諏訪大助へ対する判決書の内容は、以下の通りである。

其方儀、去ル亥年重々不届至極之儀有之、急度可被仰付者ニ候得共、格別之御憐愍ヲ以罪状一々之不被及御沙汰、一命御助被置候処、御情ヲ令忘却、挟野心、閑居中より事を巧、親図書え申勸メ、逆意之者在之、御身之上御大切之趣、剩上方様御一家様方迄茂、右ニ付御訳合茂有之様謀讒言之上書為認、同意之者共を語ひ、以謀斗再御政道を掌握いたし、数人を無実之科陥、及異議候はは、討捨ニも可致、非道不法之義共奸党共と相斗、上を欺恣取斗ひ、後難を恐、御離縁を相巧、或者御不孝之由無実之義申立、奉掠旁逆意之筋、甚々悪意謀斗条々、御上御存意ニ無之处、巧を以御一己之御取斗と致成、上下を暗し悪事露頭之節ニ至、御上を押掠、悪事を塗謀斗を以御一家様方御取斗を拒、右之次第を表裏ニ申立、御一家様方御取斗御筋違之様申成、権門家迄も偽可申と相巧、最初より上方様御一家様迄も度々讒言及悪口、諏訪え罷歸候以後も巧を以、其節御拘合無之御一家様を欺荷担にいたし、手切可致趣意江戸表え申遣候、御上御病氣中を見込、右躰之企いたし、私之悪事を奉負候而已ならず、御家を危メ段々之始末、條々逆意之致方、加之、十四年間己前寅年以來之書付、年来御一家様方御噂迄も重キ讒言を構、助左衛門と馴合、謀斗を以上を欺、重々不届至極重罪之者ニ候得共、一度御家老職をも相勤候付、別段之思召を以切腹被仰付候

この判決文によると、その内容は、大助は安永期における財政再建の失敗でその責任を追及されていたが、格別の配慮で個々の罪に対する吟味は省略され、一命を助けられて閑居中であった。しかし、その恩情も忘れ、1) 野心を抱いては政治向きのことを種々画策し、2) 親である家老図書を悪事に誘い込み、3) 藩主に、一門も含めて逆意を抱く者たちがあり、用心するようにと種々讒言し、また、そのことを上書に認め、4) 一味の者たちと徒党を組み、謀略を以て藩政の実権を握り、5) 数人を無実の罪に落とし、6) 反抗する者がおれば討ち捨てよと反対派を弾圧し、7) 奸党どもと密謀しては病氣中の藩主を欺き、8) 後難を恐れて藩主奥方を離縁し、9) 若殿軍次郎に親不孝だといつては無実の罪を着せ、(10) 悪事謀略の数々をあたかも藩主の行為だとしてその罪を藩主に転嫁し、(11) 謀略・讒言を以て一門の扱いを拒否し、また、その扱いを筋違いの干渉だと反対しては権門家までも偽り、(12) 諏訪に帰国した後も一族・一門を欺き、その離間を画策しては江戸と連絡し、(13) 諏訪家の存続を危機に追い込み、(14) 14年以前の明和7年以來、渡辺助左衛門と馴れ合い、病氣中の藩主や一門までも欺くなど、以上、かれの犯した罪は重罪に値するが、一度、家老職を務めた身分でもあり、特別の思し召しで切腹を命ずるとある。

以下、討首となった渡辺助左衛門・近藤主馬・上田右次馬・同父宗夢に対する罪状は、そ

の内容の紹介を省略するが、その骨子は大助とほぼ同じである。ただ、助左衛門の場合は、その中で「手切可致趣意江戸表え申遣候」と、江戸表に一門との断交を指示したとあり、近藤主馬の場合は、特に藩主奥方の離縁では不届きな行為があり、また、「悪事露顕取押之節不届成巧重々不届至極」と、悪事が露見して取り押さえられたときにも反抗したとある。上田右次馬の場合は、特に若殿付の勤務でありながらも軍次郎の親不孝を申し立ててかれに無実の罪を着せ、また、取り押さえの節にやはり不届きの行為があったとある。父の宗夢に対しては、伴右次馬・親族近藤主馬に密書を送り、3人で悪意を企てて大助を再勤させ、藩主及び一門を欺くなど、上記同様の罪状が指摘されている。

次に永牢であるが、それは以下の5人である。

諏訪図書	家老職	1200石	74歳	永牢
小喜多次(治)太夫	用人役	200石		永牢
小平権太夫		100石		永牢
加藤善左衛門		賄役30俵 2人扶持		永牢
白川庄蔵	諏訪図書家来		60歳	永牢

この中で家老諏訪図書の場合、その罪状の内容は上記大助・助左衛門らと同じであるが、特にかれの家は代々家老職を務め、近年は病身でもあり、騒動ではもっぱら伴大助が悪事を画策したと聞いている。しかし、一門との手切れを江戸に指示するなど不届きの行為があり、一命を助けて永牢とある。⁽⁴⁴⁾ 小喜多治太夫は、大助らの悪事に味方し、出府後にかれの再勤に協力した。その後は大助・助左衛門・主馬らがもっぱら密謀を企み、かれは内密の話では除外されていたが、しかし、大助らの勢いを恐れ、その意向に従い、特に奥方離縁については不届きな書面を作成し、8月以降も一門の扱いに反対するなど、御家錯乱の基を作ったという理由で永牢とある。小平権太夫の場合は、一味に加担し、特に小六新田の百姓らに強訴を示唆したとして永牢とある。加藤善左衛門の場合は、助左衛門の吟味中にその宅番を勤めてかれに便宜をはかり、江戸の一味らと徒党を組み、諏訪図書・同大助・小喜多治太夫らが出府すると、かれらと助左衛門との連絡役を務め、特に林平内左衛門の吟味では依怙鬩肩の扱いを行い、帰国して国元で9月下旬に家臣らによる寄合が開かれると、そこに出席して一旦は同心しておきながらその内容を宗夢に内通するなど、一味に加担したとして永牢とある。図書家来である白川庄蔵については、特に軽輩の身分であるにもかかわらず、大助の手足となって働き、悪事に加担したとして永牢とある。他に永牢には討首・永牢に処せられた者たちの子供である大助伴の諏訪時太郎・同銀次郎、助左衛門伴の順之進、上田右次馬伴の助之進がいる。

一類え永預け座敷込みには小喜多治右衛門・高梨八郎左衛門・諏訪貢・溝口藤左衛門・諏訪左馬助・小沢縫殿助・近藤宇左衛門がいる。まず小喜多治右衛門については、出府して江戸の一味に加わり、兵庫らが罪を命ぜられて帰国した後は助左衛門の無罪を画策、その後、

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

兵庫らの再出府後も「同心には不存候得共」と、助左衛門ら一味との密談には直接参加しなかったものの、一門の扱いを拒否するなど、自己の保身のために一味と行動をとともにしたとの理由で一類え永預け座敷込みとある。高梨八郎左衛門の場合は、大助再勤以後、出府して用人として一味の陰謀に参加、大熊善兵衛・牛山金兵衛らの役替えにも関係したが、しかし、助左衛門に欺かれ、最初からは一味に参加したわけでもないのに、小喜多とともに一類え永預け座敷込みとある。諏訪貢の場合は、出府した兵庫らを讒言する書類を作成、また、大助閑居中にはかれと連絡を取って悪事を企て、凶書・大助が出府するや、かれに協力するなど不届な行為があったとして、また、溝口藤左衛門の場合は、兄の小平権太夫が処罰され、かれ自身も9月25日の家中寄り合いの席で、最初は反対して後に同心するなど、不届きの行為が見られ、また、伴が出奔して行方がわからず、このために諏訪貢とともに一類え永預け座敷込みとある。諏訪図書の子である諏訪左馬助の場合は、凶書・大助が出府する頃からかれらと接触を深め、大助が帰国すると、一味から印形を取り、小平権太夫の出府にも協力、また、小沢縫殿助の場合も、実父である凶書・兄大助とともに行動し、特に大助が国元に帰ってからは、家中から印形を取るなどして協力し、小平権太夫の出府にも相談に乗ったとして左馬助とともに一類え永預け座敷込みとある。さらに、近藤宇左衛門の場合、伴の主馬が江戸で一味に参加して討首となったが、かれも大助・助左衛門が帰国すると、主馬に権門家への手寄金の調達を伝え、助左衛門の命に従うなど、不届きの行為があったとして一類え永預け座敷込みとある。

以上が主な処分者である。他に一類え預け蟄居としては、清水尚軒・渡辺立道・三村又右衛門・同多仲らがいる。その罪状の内容は省略するが、ただ渡辺の場合、図書の家来から権門に知り合いはないかと尋ねられ、尾張様・真田様へ依頼してはと答え、三村及び同多仲も宗夢から同じく権門に知り合いはないかと尋ねられていることが注目される。また、打首となった上田宗夢、永牢となった小喜多・小平・加藤、一類え永預け座敷込みとなった小喜多治右衛門の伴たちがともに一類え預け蟄居・慎みとなっている。

この他に、一類え預け蟄居になった清水以下4人の子供たちが父の罪で遠慮や逼塞になっている。この他に諏訪一族である同平馬の場合、既に指摘したように、自休院での家中寄り合いの席ではかれは反対を唱え、大助・助左衛門が逮捕されたときもその態度に明確さを欠いたが、最初から悪事に参加したわけではなく、本家の大助とは年来、不仲でもあったが、しかし、もっぱら本家を擁護したので知行の内で100石を取上、隠居、伴乙太郎に家督150石を下されて遠慮とある。また、大熊善兵衛が処罰されているが、かれは二の丸一派の推薦によって年寄役となり、江戸からの用向きは月番用人を差し置き、大熊が受け取る程であった。しかし、家臣らが集会を行ったときには一統の願いを懸命に取り次ぎ、また、助左衛門方に残された書付けでは、かれは大熊を自分の味方に引き込もうと画策してもかれはそれに反対したとあり、その意味で一味とは必ずしも一心同体ではないので、情を以て役御免、隠居、伴

に家督相続とある。あるいは、工藤縫右衛門の場合、かれは奥方の御付人として長年勤めてきた。しかし、その奥方の離縁にあたっては誠意がみられず、騒動が起こると、曖昧な態度に終始したとして70石取上で憤み、しかし、かつては奥方と親密な間柄であったので新知50石、2人扶持で倅へ家督相続とある。

以下、手錠・叱りなどの処罰を受けた者たちの名前が続くが、それは省略するとして、最後に林平内左衛門に対しては、嫡子一件で阿部備中守の小川町屋敷へ訴え、その取調べにあたって最後まで自分の意志を曲げずに忠節を貫いたとして一家預かり、憤みを許されている。

(2) 功労者について

他方、処罰者とは別に、騒動後に早速騒動の收拾に努力、協力した者たちに対する調査が行われている。その調査が行われたのが翌天明2年春頃、騒動関係者に対する正式の処分が決まり、その刑が実施されたのが天明3年7月と、両者の間に随分と時間に開があることが注目される。

騒動が終結すると、兵庫が再び家老に復帰し、⁽⁴⁵⁾ その詳細は省略するとして、その許で新しく人事の刷新が行われ、家臣らには新藩主のもとでそれぞれ職務に精励するようとの触れが出されている。また、松平和泉守らの関係者へのお礼や、そのための使者の派遣、また、関係者への饗応なども行われている。あるいは、騒動中に切腹した志賀七右衛門の子亘が復帰をゆるされ、千野十郎兵衛ら以下のこれまで処罰をうけていた人々もその罪を許され、現役に復帰している。

また、こうした政治刷新の動きとともに、惣代として出府し、伊達和泉守の重臣らと一緒に事態收拾にあたった久保島・濱の両人が藩主から特に脇差を与えられ、続いて出府して尽力した千野弥太郎・牛山陣平・井手雄右衛門の3人には1500匹ずつ、また、三の丸一派の決起に頭取役を務めた安間弥五左衛門ら以下5人には御小袖と袴一具、1000匹ずつが、同じく出府した菅沼磯右衛門ら6人にも同様の措置が、ついで鶴飼兵助ら2人には御小袖と700匹ずつが与えられている。⁽⁴⁶⁾

同時に、関係者に対する調査を踏まえて「功労之者書上覚」が作成されている。⁽⁴⁷⁾ 以下、これによると、功労に対する表彰の内容までは不明であるが、9月20日に決起、続いて24日・25日と続いた決起に参加した人々の名前が一人ひとり功労者として記載されている。たとえば、最初に頭取安間弥五左衛門らの呼びかけで温泉寺の自休院に集った人々が26人、それに病気不参加1人を加えて一統神約の者たち27人の名前がある。恐らくこれらの人々が三の丸一派決起の中核になった人々と考えられる。そこで久保嶋平左衛門・浜長十郎らが惣代として出府した。続いて24日にも再度集会が同所で持たれ、さらには翌25日に家中が惣出仕している。この間、出席した者たちすべてが最初から神約に賛成したわけではなく、態度を保留したり、2度目の集会には参加しなかった者もあったらしい。また、既に処罰のところで説

明したように、この集会には二の丸一派の者たちも出席し、反対意見も出され、議論が白熱したらしい。さらに、高山甚兵衛は奸者側の隠目付であったが、仲間を裏切ってこの神約に参加している。

続いて、「一統之神約帳面之内勤仕之面々」、また、「無勤之面々」、さらに、「御扶持人之外在町軽キもの共左之通」といった順序で功労のあった人びとの名前が続く。まず、勤仕の面々の中には、自ら出府して協力した者、用心金の調達、才覚に努力した者たち、また、飛脚往来に協力した者たちがいる。惣代たちの出府には金子の調達が必要であったし、中でも江戸と国元の間では「飛脚は別而大切ニ付」と、飛脚による連絡は特に重要であった。対立が江戸及び国元の双方で激しくなると考えれば、飛脚による相互の連絡・連携は不可欠であったと考えられ、また、当時にあつて騒動が一種の情報戦でもあったことを考えると、それへの協力者の果たした役割は大きいものがあったと考えられる。

次に、「無勤之面々」の協力者として40人以上の名前がある。かれらは神約に自ら署名した者、あるいは、神約で結束した同志らを側面から援助し、かれらに協力した者、同志の出府を助けた者、自ら出府したもの、同志相互間の連絡にあたった者、同志の成功を祈願した者たちなどとなっている。この中で、たとえば、古田与一右衛門は惣代の出府にあたって100両を提供している。さらに温泉寺は同志の会合に自休院を提供、豊田村の江音寺は資金援助を行っている。⁽⁴⁸⁾ それ以外に出精の者として江戸詰めの人たち10人の名前もある。

騒動が武士たちだけではなく、領民をも巻き込んで展開したために、最後に「御扶持人之外在町軽キもの共左之通」と、領域内外の協力者として個人名で30人以上の記載があり、それに下之諏訪町14人、大熊村8人、中村・有賀村の百姓らがそれぞれ御用金を上納、下桑原村百姓が武運長久を祈願、そして、「抜群之功勞於御家中無比類」といわれた千野兵庫の家来たち25人余りの名前と続く。その詳細は省略するとして、特に個人名の中には既に紹介した下諏訪町の虚庵と松平大和守家来の坂野弥兵衛の名前や、江戸でかれらの活躍の拠点となった白銀町材木河岸の高須屋宗助、馬喰町米屋佐兵衛の名前がある。また、最も多いのは商人たちで、かれらは江戸への飛脚の世話などで同志に協力した者たちか、あるいは、資金調達の面で協力した者たちが多い。たとえば、中町の金原清助は50両を調達している。仕立屋文蔵は反対派である二の丸派の飛脚を務めていたが、情報を三の丸派に内通して表彰者の中にその名前が入れられている。次ぎに騒動の成功を祈願・祈禱した寺社の協力者たちの名前が並ぶ。あるいは、北真志野村の名主平五郎兄弟は、名主給を献上して協力したとある。

なお、千野兵庫の手足となって働いた家来の中には、国元・江戸で活躍した伊藤覚右衛門と同直八兄弟、三木忠治ら十数人も含まれている。かれらは譜代の家臣として兵庫に最も信頼され、その手足となって活躍したものと考えられる。

(3) 資金調達について

なお、騒動に関係して双方の勢力とも資金の調達が必要であった。兵庫が密かに出府するにあたっては、直八が残って覚右衛門の屋敷を抵当に50両を調達し、また、兵庫の一類である甲州の薬師寺に援助を依頼、甲府商人の宅間からは20両を受け取っている。あるいは、天明元年には兵庫が横内村勘兵衛から50両を1割の利息で借用している例がみられる。⁽⁴⁹⁾

また、兵庫は出府にあたって家来の忠治に資金の調達を命じているが、そのときに「万一出来兼候ハハ、屋敷之諸道具等他所え出し売払候而成共、相調候様内々取斗可申候、尤八百両程之御入用ニ候得共、貳百両は松平和泉守様御役人中口入被呉候筈ニ候得は、六百両出来候得ば、宜段御意被遊候故奉畏候段申上候」と、⁽⁵⁰⁾ 資金の調達が難しいときには屋敷の諸道具を売り払っても調達するようにと命じている。その金額は大きく800両であった。ところが、その中の200両は松平和泉守の役人が口入れで調達出来るので、ぜひとも残りの600両は必要だと、その調達を命じている。この事実は、かれの再出府にあたって既に松平が資金調達の面で協力していることを示すものとして注目される。同時に、その金額の大きさを考えると、また、かれが当時幕閣の田沼意次に協力を依頼していたことを考えると、場合によっては、そのための政治資金であったことも考えられる。真偽は不明にしても、騒動に多額の資金が動いていたことは事実であったと考えられる。

また、天明元年8月から同3年正月までに運動資金として1830両余りが調達されているが、⁽⁵¹⁾ その内訳をみると、50両以上の協力者が17人余り、その大半は屋号を持つ領内の商人か、村内の有力農民である。その中では甲州の宅間平兵衛をはじめとして竹内新八郎・布屋伊右衛門・乙事村三郎兵衛ら6人が100両を調達している。

(4) 賞罰をめぐるの問題点

(A) 処分をめぐる

以上、騒動における処罰の実態と表彰の内容とを見てみたが、まず、処分についてはその中心が、既に指摘した通り、家老諏訪図書・伴大助父子と上田宗夢・渡辺助左衛門らを中心とした血縁で堅く結ばれた人々であったことが注目される。かれらは閥閥を形成し、それを踏まえて権力の確保と勢力の拡大とを目指していたのである。したがって、その処分もまた当人はもちろんのこと、その親族にまで及び、さらには、当人の身柄も家族もまた一類、一族に預けられているのである。その意味で広く連帯責任制が貫徹していることが注目される。たとえば、騒動の張本人として討首に処せられた近藤主馬とその父である近藤宇左衛門父子の場合をひとつだけ紹介すると、⁽⁵²⁾ 以下の通りである。

近藤宇左衛門・同主馬一類

前田和左衛門 安間弥五左衛門 有賀源兵衛
松田宇金治 渡辺森太 安間純蔵 両角七郎
菊地六郎右衛門 上田久米右衛門

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

主馬儀重々不届至極ニ付、討首被仰付候、宇左衛門儀不届至極ニ付、一類共え永御預座敷込被仰付候、六郎左衛門於宅座敷込差置可申候

一字左衛門妻・主馬妻一類ともへ御預被仰付、宇金治宅江引取為慎置可申候、主馬伴大之進儀永牢可仰付候へ共、幼少ニ付一類え御預被仰付候、是又宇金治宅え引取置可申候、十五歳ニ相成候ハハ可申出候

口上ニ而申聞

一御預一類之儀、先右之通被仰付候、此上続合相調追々可申出候、其上猶又改可被仰付候
一字左衛門差置候儀座敷囲ニいたし錠懸置可申候、鍵御預ケ之者江請取置何等急変之節は召連可被出候、右囲柵之儀は、此度ハ御作事方より被仰付被下候、御普請奉行中え掛合可被申候、右囲出来之間ハ一間釘締にいたし入置可被申候、其内ハ一類中も付居可被申事ニ候、差掛り候義故、大工申付遣候筈ニ候

一御黒印差上可申候

一居屋敷一両日中ニ引払差上可申候

一鉄砲差上可申候

一主馬道具之分は闕所被仰付候、主馬妻子道具は御構無之候

一家財持運之儀夜中は無用之事

一字左衛門御預ケ之者え扶持米被下候事

一家内之者御預のものえ扶持米被下候事

これによると、討首に処せられた主馬の父である宇左衛門は一類え永預け座敷込みとなり、親戚である六郎左衛門の屋敷に預けられ、同人妻と処刑された同主馬の妻らは同じ一類である宇金治宅に引き取られ、慎みとなっている。また、主馬の伴大之進も幼少のために、これまた一類である宇金治宅に預けられ、15歳に達したら届け出てその処置を待つことになっている。特に宇左衛門の座敷込みの場合、預かる六郎左衛門宅では普請奉行に掛け合って作事方から大工の手配を受け、嚴重な座敷牢を作り、釘打ちした上で本人を監禁し、非常の場合は、錠前を預っている者が当人を召し連れて出頭することになっていた。また、黒印・鉄砲は返還、居屋敷を一両日中には引き払い、家財道具の処分についてもその処置が指示されている。また、当人及び家族を預かる者に対しては扶持が支給されている。

これは近藤宇左衛門の場合であるが、諏訪図書をはじめとして他の処分者の場合も、その扱いについては基本的にはこの近藤の場合と変わらない。ただ、永牢以下の処分された者たちがその後どういった経緯をたどったのか、何年か後に許されたのか、あるいは、家臣として復帰したのか、この辺の事情は不明である。いずれにしてもその罪が広く一族・一類に及んでいることが注目される。また、この近藤の一類9人の中に名前が出ている安間弥五左衛門は、処分された近藤とは全く対照的に、前述したように、かれは三の丸一派

決起の中心人物として活躍し、後に表彰を受けている。

なお、花月文庫所蔵の申渡書によると、⁽⁵³⁾ 張本人として切腹・討首に処せられた5人の名前が、また「奸謀同心荷担之者」として小平・小喜多・加藤・白川と切腹・討首になった俣たちの名前があり、かれらは柳口永牢とあり、白川のみは陪臣のためか町裏永牢とある。続いて「右之外荷担之者」と、一味に加わった者たちの名前が、次に「右之外荷担之筋申訳不相立者」と、一味に協力したことを弁解出来ない者たちの名前が続き、最後に「右之外御咎之者」として諏訪平馬・大熊善兵衛以下、足軽・中間など13人の名前が続く。

特に永牢に処せられた親族も一類に預けられているが、これには「他名継候者共ハ一類預ケ蟄居」・「他名継之者逼塞」といった注記の表現がみられ、かれらは後に姓名を変えて存続を許されたとも考えられるが、詳しいことはわからない。

(B) 表彰をめぐって

次に、表彰であるが、まずはこの措置が既に指摘したように、騒動関係者の処分よりも早く実施され、それも家臣だけではなく、商人・村役人らをも含んだ広範な規模で行われていることが注目される。その人数は200人余りにも達している。しかも、この関係者の表彰にあたっては、「奸人共御裁許も無御座、御大切之御時節、御家中之人気くじけず候第一に奉存候得は、御延被遊候様仕度奉存候」と、⁽⁵⁴⁾ まだ二の丸一派の処分も終わらないこの時期に表彰をとった理由で、これに反対する慎重論があったにもかかわらず、形勢を有利に導くためにか、あえて功労者に対する表彰が実施に移されているのである。

また、この200人余りの人々の支持を得たことが三の丸一派の勝利に結び付いたものと考えられ、最後の局面では、決起した家臣らや出府した家臣らの活躍によって雪崩現象のように、兵庫らの勝利が決定付けられたとも考えられる。

同時に、この表彰にあたっては、「一統え申聞覚」と、事前に調査が行われているが、その内容は、家中一統に対して今回の家臣らの決起に直接参加した者、最初はそれに同意しなかったが、後に同意した者、軽輩の者でも味方になって働いた者、他方、これまでに逮捕された者以外に「不届之訳及見聞候事は勿論、風聞又は察積迄之義ニ而も」と、その行動に不審のある者、あるいは、今回は罪にはなっていないが、その噂や風聞のある者については、江戸表では13日まで、国元では正月の6日までに報告することが命ぜられている。⁽⁵⁵⁾ 家臣らへのいわば徹底した思想・言論統制が調査の前提として既に実施されているのである。また、それを踏まえての表彰であったことが注目される。

[V] おわりに一残された課題一

以上、信州諏訪藩で起こった二の丸騒動についての検討を試みた。この騒動は、既に指摘したように、その発端が藩主の跡目相続をめぐる争いといった世間の注目を集める対立から始まっていること、多くの処分者が出たこと、その処分者の中心人物がこれまで藩政を担い、家

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

柄・格式ともに藩内で突出した地位にあった二人の家老家の中の一人であったこと、その家老職の家がこの騒動によって取り潰され、抹殺されたこと、対立・抗争が国元はもちろんのこと、江戸を舞台に展開されたこと、これには多くの一族・一門が深くかかわったこと、しかも、この対立・抗争自体は既に明和・安永期における財政再建策の実施の過程から始まり、それが收拾される天明3年の時期に至るまで20年以上の長期にわたって続いたこと、などによって多くの人々の注意と関心とを引いた騒動であった。

その意味では、御家騒動研究におけるもろもろの問題点をわれわれに投げかけてくれる騒動であったと考えられる。しかし、既に指摘した通り、御家騒動研究の常として、残された騒動に関する史料は極めて乏しく、また、残されていてもそれは勝利を得た立場から叙述された史料であり、実録ものであり、したがって、騒動の真実を、実像を、究明することはきわめて難しい。

ところで、この騒動で対立する二つの政治勢力は、宝暦・明和期における藩財政の窮乏を克服する過程で、また、その実施した政策の是非を契機に形成され、それが藩内における対立・抗争へと発展したものと考えられる。したがって、本来であれば、その対立は実施した政策の是非や功罪をめぐる対立・抗争に発展すべき性格のものであったと考えられる。また、政治路線の違いを契機に藩内において派閥が形成され、それが騒動にまで発展するといった騒動の構図が考えられる。しかし、この二の丸騒動の場合、その対立・抗争が現実に存在しながらも、直接的には江戸表で起こった藩主の跡目相続をめぐる対立が騒動の発端になり、それをめぐる対立・抗争が激化して御家騒動に発展したものであった。

具体的には、江戸での側室が生んだ次男を擁立する勢力と、別の側室の生んだ長男を擁立する国元での勢力との対立・抗争が騒動に発展したものであった。江戸での藩主自身の家督相続についての意向がいまひとつはっきりしないが、その側近である渡辺助左衛門らは次男鶴蔵の擁立を画策し、それに国元の家老であった千野兵庫らが反対して騒動となった。特に江戸の一派は国元で兵庫らと反対の立場にあった閑居中の家老諏訪図書・大助父子を江戸に呼び返して味方に入れ、対立は江戸の二の丸一派と国元での三の丸一派との対立へと発展した。この過程で失脚していた兵庫が密かに出府してその非を一門に強く訴えた結果、対立は江戸での諏訪一門らと藩主ら江戸屋敷との対立へと発展した。しかし、一類・一門の結束の前に、また、国元における兵庫を支持する三の丸一派家臣らの決起と惣代らの相次ぐ出府の前に、ついに側近一派は追い詰められ、特に御家の安泰を求める兵庫らの大義名分論の前に、江戸留守居役らが兵庫に説得され、かれらの造反によって側近らは逮捕され、騒動は收拾されている。その結果、これまで藩内を二分してきた二の丸一派は抹殺され、多くの処分者を出すことになった。その処分の苛酷さは、この藩における長期にわたる対立・抗争の深刻さを反映したものであったと考えられる。

また、これまで藩内で権勢を二分し、その勢力を誇っていた両家老家が正面から対立・抗争

したとあっては、一般の家臣らは騒動から距離をおくこともままならず、ましてや小藩とあっては、そこに政治的緩衝の役割を果たすべき中間勢力の介在は許されず、対立は一挙に全藩を巻き込む騒動へと発展したものと考えられる。

この間、江戸の二の丸一派は、兵庫及び一門の結束の前に、譲歩を余儀なくされ、長男軍次郎の家督相続を決定し、また、首謀者であった大助・助左衛門は抗争の最中に帰国を余儀なくされている。この場合、騒動の本質が藩主の家督相続をめぐるの両勢力の対立・抗争であれば、この長男の相続決定によって騒動は収拾に向かうべきはずであったと考えられる。しかし、その後も騒動が継続されたとすれば、それは両者の権力闘争が相続問題に代わって一挙に表面化したものと考えられる。その意味では、この騒動の本質は両者の権力闘争であり、相続をめぐるの対立はむしろその具体化に過ぎないとも考えられる。この辺の理解如何が、藩主自身の相続に対する意向の解明とともに、今後に残された研究課題のひとつだと考えられる。

ともあれ、騒動の収拾は諏訪一門の手で、具体的には松平和泉守・伊達和泉守らに委ねられ、かれら一門の協力と努力とで騒動は終結を迎えることが出来た。この間、幕閣を巻き込んでどういった政治的動きがあったのか、詳しい事情はわからない。その中では川越家中の坂野弥兵衛を通しての幕閣田沼意次への働きかけが最も注目される。しかし、その詳しい内容は全くわからない。騒動が終結すると、松平大和守（川越藩主）家中の坂仁兵衛次男が兵庫の厄介人になり、後に諏訪で六角家を起こし、150石を賜っている。⁽⁵⁶⁾ いまのところかれが坂野の倅であるといった直接の確証はないが、異例の人事であるだけに、そういった可能性も十分に考えられる。坂野を通しての幕閣田沼らへの働きかけが大きな役割を占めたために、兵庫は坂野の倅を諏訪藩に採用し、その功績に報いたものとも考えられる。

騒動が収拾されると、既に指摘したように、時期尚早だとの反対を抑えて終結に協力した多くの関係者たちが表彰されている。と同時に、既に指摘したように、この一門を中心とした騒動の収拾について、その善悪を軽々に論ずることがないようにとの厳重な箝口令が出されていることが注目される。恐らく世間では、一門が中心になった騒動の収拾に対して、とかくの批判・風評があったものと考えられる。その意味でも騒動は広く世間に知られるものであったとも考えられる。

さらには、騒動終結に協力した関係者の早期表彰及び調査とは対照的に、二の丸一派に対する処分が終結後からかなりの時間を経て天明3年7月に断行されている事実もまた見逃せない。両者の対立が伯仲し、それだけ深刻であったと考えれば、三の丸一派にとって反対派の、その首謀者の処分は何よりも早期に断行されるべきはずであったと考えられる。しかし、一門の協力でその危機がともかく回避されたと考えれば、また、その見通しが可能になったと考えれば、処分の断行は、藩政の安定と世論の動向とを十分に見極めての実施が望ましいことであった。恐らくはその処分の内容と時期は、一門との協議と藩政の動向を踏まえてのものであったと考えられる。

また、この騒動は藩内における政治路線の違いを前提に、政策に同調した有志らによって派閥が形成されたというよりも、二の丸一派が藩主を籠絡し、側室の生んだ次男を擁立して自己の権勢の独占をねらい、これに対して三の丸一派が同じ側室の生んだ長男を擁立して起こった騒動であった。また、その対立は、長男の相続が一応決まった後も継続され、最後は、一門の介入によって騒動は収拾されている。この場合、この騒動の主演となった二の丸一派の中樞が、家老諏訪大助とともに、渡辺助左衛門・上田宗夢らを中心とした閥閥によって固められていた事実がまた注目される。同時に、騒動の収拾にあたって、直接、この騒動に関係した者以外にもその罪が一類・一族に広く及んでいることも見逃せない。身分制度の厳しいこの時代にあつて、派閥がこういった形で形成され、勢力を拡大していくのかは興味深い問題であるが、そのひとつの在り方を示唆するものとも考えられる。

それにしても、この騒動での当事者であった藩主忠厚の家督相続についての意志がいまひとつ明確ではない。このことは既に指摘し、それがこの騒動の実像の解明を妨げている大きな理由のひとつであることも指摘した通りである。かれは明和の財政再建では諏訪大助の意見を入れて兵庫を失脚に追い込み、安永の再建では閑居中の兵庫の意見を入れて今度は大助らを失脚させ、家督相続では諫言を試みた兵庫らを封じ込め、再度、大助・助左衛門らの側近らと行動をとるとし、騒動後は36歳の若さで家督を子供の軍次郎に譲って隠居の身となった。そして、病身ではありながらも文化9年まで生き、67歳で死去している。実録ものでは、二の丸一派の首謀者に対する厳しい吟味に対して、かれらは異口同音に自分らは隠居（忠厚）様の命で動いただけだとあくまでもその責任を強く回避している事実は見逃せない。⁽⁵⁷⁾ 結局、張本人といわれた人々は、主君への忠節をとといった思いを胸に秘めながら、厳しい拷問の末に、処刑されたといわれている。もしこれが事実であったとすれば、かれはその後の、恐らくは不遇を余儀なくされたであろう30年余りの長い隠居生活の中で、騒動を振り返ってどういった感慨を持ったのであろうか。諏訪湖を眼下に見渡す温泉寺のかれの墓所に立つと、為政者としての資質の問題をはじめとして騒動に関するさまざまな思いにかられるが、勝てば官軍の譬えの通り、敗れた二の丸一派の記録が全く抹殺されているだけに、騒動の真相解明とその歴史的位置付けの問題は、なお今後とも継続して検討されなければならない課題である。

注

- 1) 拙稿「周防国徳山藩改易騒動の研究」(福山大学人間文化学部紀要第2巻)参照。
- 2) たとえば、「諏訪市史中巻」59頁以下、「諏訪の近世史」408頁以下、「茅野市史」中巻307頁以下など参照。
- 3) 「二の丸一件史料上・下」(「諏訪史料叢書

第3巻」所収、以下、小稿で利用する騒動関係史料は、特に注記しない限り本巻所収の史料による)。

- 4) 岩波泰明編著「高嶋湖水鑑」、「旅寝噂故郷之土産」・「諏訪顕正録」(ともに岡谷市立図書館所蔵)など参照、なお、残された二の丸騒動関係の実録ものについては岩波泰明「諏訪騒動稗史」(同氏編著「前掲書」所収)

- に詳しい。
- 5) 「御家中御人数帳」(「諏訪史料叢書第5巻」所収) 参照。
 - 6) 5代藩主忠林・6代藩主忠厚については、「諏訪の近世史」444頁以下など参照。
 - 7) 明和の仕法の詳細については、「諏訪市史」中巻61頁以下、「諏訪の近世史」411頁以下参照。以下、小稿の説明もこれによる。なお、この頃、騒動の立役者である諏訪図書は48歳、大助は27歳、兵庫は32歳とある(「諏訪の近世史」411頁)。
 - 8) 「長野県史近世史料編第3巻南信地方」101頁以下、「諏訪市史中巻」史料986頁以下参照。
 - 9) 堀江三五郎「諏訪湖氾濫三百年史」18頁以下、岩波泰明「諏訪騒動のあらまし」同氏編著(「前掲書」所収) 145頁参照。
 - 10) 安永の仕法については、「諏訪市史」中巻67頁以下、「諏訪の近世史」413頁以下参照。以下、小稿の説明もこれによる。
 - 11) 「天明壬寅年之大意」49頁参照。
 - 12) 「無題録」73頁以下参照。
 - 13) 前掲「長野県史近世史料編第3巻南信地方」104頁参照。
 - 14) トミともあり、天保6年に死去、軍次郎は7代藩主忠肅(ただたか)、キソは天明2年4月に50両を貰ってお暇、鶴蔵は元服して頼庸、寛政元年に19歳で死去(浅川清栄「高島藩邸と諏訪一族」、同「高島藩主と妻・妾・子女」(信濃44巻2号) 参照)。
 - 15) 「二の丸一件文書」・「御一件覚書」。以下の説明及び文中引用史料は同史料による。
 - 16) 兵庫は隠居、倅に家督相続、志賀七右衛門は後に自殺、前田和左衛門・吉田式部左衛門・千野十郎兵衛らは処罰を受けている。また、出府した図書らは天明元年5月に正式に再勤を命ぜられ、図書は帰国、大助はそのまま江戸に留まっている。
 - 17) 後述二の丸一派に対する判決文では、大助と助左衛門との結託は明和7年からとある。
 - 18) 「天明壬寅之大意」55頁参照。
 - 19) 「二の丸一件文書」96頁参照。
 - 20) 「二の丸一件文書」116頁以下参照。
 - 21・22) 「天明壬寅年之大意」56頁、54頁参照。
 - 23) 前掲書「御一件覚書」、以下の説明及び文中引用史料は同史料による。なお、奥方の離縁は7月19日、後に越後黒川藩1万石藩主柳沢信有の継室となっている(浅川清栄「前掲論文」参照)。
 - 24) 澁川虚庵については「下諏訪町誌下巻」671頁以下、「岡谷市史上巻」981頁以下、「天竜道人史料」(「諏訪史料叢書」第6巻所収) 参照。
 - 25) この点、実録ものでは、兵庫は松平和泉守邸を訪ねたが、既に江戸屋敷反対派の手が回っており、そこでまず遠縁にあたる越前少将の保護を求めたとある(岩波泰明「前掲書」・旅寝噂故郷之土産・泉昌彦「高島藩お家騒動」など)。しかし、この辺の詳しい事情については明らかではない。
 - 26) 「千野一件」参照。
 - 27・28) 「御一件調」41・38頁参照。
 - 29) 浅川清栄著「高島藩邸と諏訪一族」7頁以下、同氏「前掲論文」及び寛政重修諸家譜巻350以下参照。
 - 30) 拙稿「福山大学人間文化学部紀要」第1巻参照。
 - 31) 「御一件調」48頁参照。
 - 32) 「同」48頁。また、助左衛門はかねて親しい旗本の助言もあって帰国したとも、あるいは、「御家中一統之願と申立、兵庫を取りひしぎ候方便をめぐらし」(天明壬寅之大意)60頁と、家中一統の願いだとして体制の挽回をねらったものと考えられる。
 - 33) 「御一件調」56頁以下参照。以下、家臣ら

信州諏訪藩二の丸騒動覚書

- 決起の状況はこれによる。また、これとは別に決起の状況を伝えたものに千野兵庫の一代記を漢文で叙述した「金武洞君行實」がある。これによると、9月24日に72名の同志が自休院に集結、血判するに至るまでの経緯と個々の人名が記載されている。この辺の詳しい検討は今後に残された課題である。
- 34) 「天明壬寅之大意」61頁参照。
- 35) 「御叱書」9頁以下。溝口・三村・加藤らの説明についてもこれによる。
- 36) 以下の二の丸一派の動きは「天明壬寅之大意」59頁以下による。
- 37・38) 「御一件調」52頁以下参照。
- 39) 「御叱書」2頁参照。
- 40) 「天明壬寅之大意」62頁参照。
- 41) 「御一件調」60頁。
- 42) 「御叱書」・「二の丸一件史料補遺」、花月文庫（長野県上田市立図書館所蔵）参照。なお、以下文中での説明及び引用史料は御叱書による。
- 43) 処罰者の職名・石高は岩波泰明編著「前掲書」による。しかし、「諏訪市史中巻」などによると、渡辺助左衛門は140石とあり、石高の違いがみられる。
- 44) 諏訪家については、3男勝之助は幼少のために一類預け、扶持米20俵が一類に与えられ、また、勝之助の母には特別に20人扶持が与えられ（二の丸一件史料補遺121頁）、また、「旅寝噂故郷之土産」では150俵の他に子供たちに都合62俵、屋敷1か所が与えられている。
- 45) 兵庫は家老に復帰したが、既にその伴が家督を相続していたために寛政10年に別家を許され、1200石を与えられてお槽脇千野家となった（「諏訪の近世史」426頁）参照。
- 46) 「御一件調」64頁以下参照。
- 47) 「同」72頁以下参照、以下の記述はこれによる。
- 48) たとえば、この江音寺の場合、250両を調達して天保11年に寺の田畑にかかる諸役の永免許を願っている（「二の丸一件補遺」117頁）参照。
- 49) 前掲「御一件覚書」24頁、前掲「二の丸一件文書」115頁など参照。なお、たとえば、家来の三木忠治（商人とも）は資金調達の面でも活躍している（「御一件調」69頁）。
- 50) 「御一件調」65頁。
- 51) 「同」101頁以下、なお、その詳細は「諏訪市史中巻」81頁参照。
- 52) 前掲「御叱書」14頁以下参照。
- 53) 前掲「申渡書」（上田市立図書館所蔵）。
- 54) 「御一件調」72頁。
- 55) 「同」68頁。
- 56) 「御年譜下」116頁、「下諏訪町誌下巻」673頁。
- 57) 実録「旅寝噂故郷之土産」参照。
（付記）
小稿の執筆及び史料調査では諏訪市立図書館・岡谷市立図書館・茅野市立図書館・長野県立図書館に大変、お世話になった。末筆ながら関係者各位に厚くお礼を申し上げたい。

Studies on the Ninomaru Sôdô in the Suwa clan in Shinanonokuni
— mainly from historical novels (Sôdôki) —

Akira YOSHINAGA

In this paper, the Oie Sôdô that occurred from Meiwa 8 (1771) to Tenmei 3 (1783) in Suwa clan in Shinanonokuni was discussed as one of the series of studies on the individual Oie Sôdô. Suwa clan was in the reign of the lord (Tadaatu SUWA) in those days and held a fief yielding 30,000 koku. There exists only little historical record about this Oie Sôdô. Thus the struggle concerning a succession to the family estate and historical character of this Oie Sôdô were discussed mainly from historical novels (Sôdôki) remained.

[Key words : Oie Sôdô, Suwa Sôdô, Suwa clan]